

墨田区男女共同参画推進プラン

進捗状況報告書

【令和 6 年度実施事業】

令和 7 年度
墨 田 区

はじめに

墨田区では、平成１８年４月から施行している「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」を令和５年４月から施行しています。また、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する行動計画「墨田区男女共同参画推進プラン」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

この報告書は、条例第１２条に基づき「墨田区男女共同参画推進プラン」の進捗状況について、区民の皆様に公表するものです。

一人ひとりが、個性と能力を発揮し、自分らしく伸び伸びと生活できる男女共同参画社会を実現するため、計画の総合的かつ横断的な推進を図っていきます。

令和７年１０月

目 次

第1章 「墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）」	1
1 概要	2
2 基本理念	3
3 基本目標	4
4 計画の体系	6
5 評価のしかた	8
第2章 「プラン進捗状況及び所管課評価」	9
評価の内訳	10
基本目標1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ	
施策の方向（1）男女共同参画意識を高めます	11
施策の方向（2）多様な性を理解し、人権を尊重する 社会づくりを進めます	17
施策の方向（3）男女共同参画の視点で地域力を高めます	22
基本目標2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ	
施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を 推進します【女性活躍推進計画】	26
施策の方向（2）性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう 支援します【女性活躍推進計画】	33
施策の方向（3）意思決定過程への女性の参画を進めます 【女性活躍推進計画】	37
基本目標3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ	
施策の方向（1）あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます 【DV防止基本計画】	38
施策の方向（2）心と身体を尊重する社会づくりを進めます	44
施策の方向（3）誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます	49
第3章 「墨田区男女共同参画状況」	53
1 政策方針決定への女性の参画状況	54
2 審議会等における女性委員任用状況	56

第4章 「墨田区男女共同参画推進委員会評価」	61
基本目標1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ	
施策の方向（1）男女共同参画意識を高めます	62
施策の方向（2）多様な性を理解し、人権を尊重する	
社会づくりを進めます	63
施策の方向（3）男女共同参画の視点で地域力を高めます	64
基本目標2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ	
施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を	
推進します【女性活躍推進計画】	65
施策の方向（2）性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう	
支援します【女性活躍推進計画】	66
施策の方向（3）意思決定過程への女性の参画を進めます	
【女性活躍推進計画】	67
基本目標3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ	
施策の方向（1）あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます	
【DV防止基本計画】	68
施策の方向（2）心と身体を尊重する社会づくりを進めます	69
施策の方向（3）誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます	70
総括評価	71

参考資料 「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」	73
--------------------------------	----

◆第 1 章◆

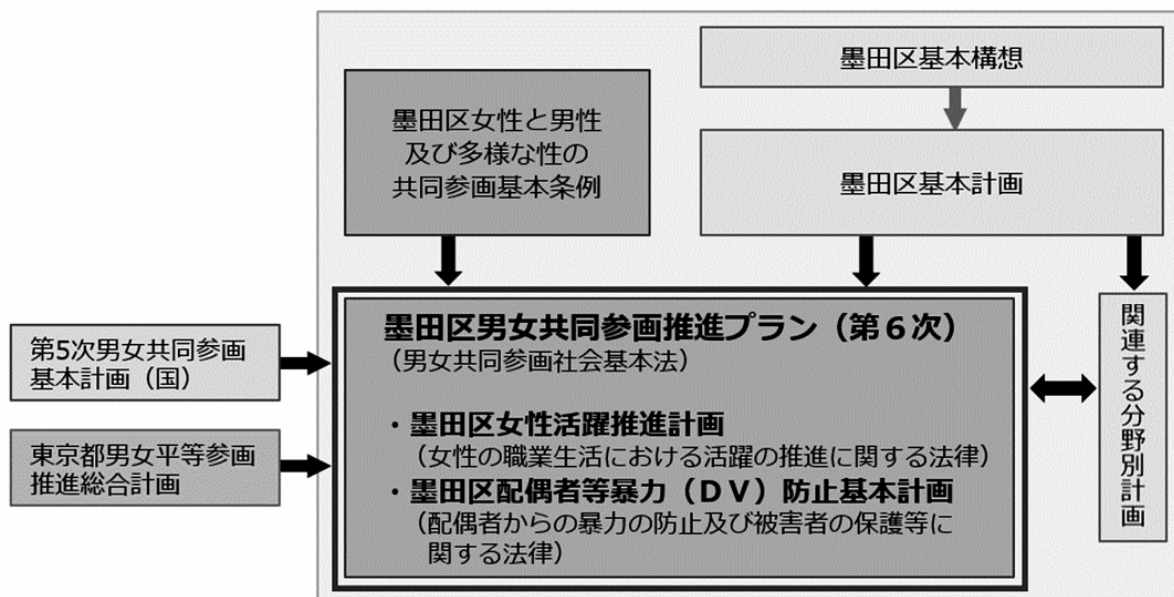
「墨田区男女共同参画推進プラン（第 6 次）」

- 1 概要
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系
- 5 評価のしかた

1 概要

(1) 墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)の目的及び位置づけ

墨田区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、令和5(2023)年に「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」として施行しました。この条例に基づき、墨田区の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるもので、その位置づけは、次のようになります。



また、本プランは次のような性格をもっていることを念頭に「墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)」の内容を見直し、必要な施策を加えて策定しています。

1	このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
2	このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定するものです。
3	このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定するものです。
4	このプランは、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」第11条に基づき策定する計画です。
5	このプランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
6	このプランは、区の「墨田区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和6(2024)年度～令和10(2028)年度の5年間です。

2 基本理念

区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、令和5（2023）年4月に施行した「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」において、男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に示された基本理念を、計画の柱に位置付けるとともに、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」で掲げた基本理念を踏襲し、多様な性を尊重し、誰もがともに責任を分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進していきます。

認め合い 支え合い とともに創るまち すみだ

～ すみだの男女共同参画※社会の実現 ～

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、新しい時代に向かって、全ての人々がともに活躍する男女共同参画社会の実現を目指します。

※「すみだの男女共同参画」とは、多様な性を包摂しています。



墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（基本理念）

- （1）全ての人々が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- （2）全ての人々の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- （3）全ての人々が性別等による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- （4）性別等にかかわらず、全ての人々が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- （5）結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人々の生き方を尊重し合うこと。
- （6）家庭において、全ての人々が対等な構成員として、その人権を尊重し合い、かつ、協力し合うこと。
- （7）性別等にかかわらず、全ての人々が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- （8）保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

3 基本目標

基本目標１ 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

性別等にかかわらず、誰もが互いに多様な生き方を尊重することが、男女共同参画社会の実現につながります。

男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、社会のあらゆる場に根付いている固定的な性別役割分担意識があります。こうした意識やそれに基づく慣習は幼少期の環境や身近な人間、メディア等の影響を受けて形成されるため、家庭や学校、職場等のあらゆる場における意識啓発や教育が重要です。

また、誰もが生活しやすいまちづくりのためには、性的マイノリティへの理解促進と支援に取り組むことが不可欠です。性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いの個性や生き方を認め合える意識の醸成を図る必要があります。

基本目標２ 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ

性別等にかかわらず、誰もが対等に社会に参画しその個性と能力を十分に発揮できることは、男女共同参画社会の実現に極めて重要であり、少子高齢化の進展と人口減少が進む時代においても不可欠です。

女性の就業率は上昇傾向にあり、多様で柔軟な働き方ができる職場づくりも進められてきました。しかし、依然として家事・育児・介護等の多くは女性が担っており、結婚や出産等を理由に女性が自分の希望通りに働けなくなることも少なくありません。また、職場に残る長時間労働等の慣行は、男性の家庭への参画を阻む大きな要因となっています。

意思決定過程への女性登用も重要な課題です。依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識が、女性の社会進出を阻んでいることがうかがえます。

家庭や職場、意思決定過程の場等、あらゆる分野に誰もが対等に参画できるよう意識啓発や支援の充実を図る必要があります。

基本目標３ あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ

誰もが互いを尊重することで、男女共同参画社会の実現につながります。

その実現を阻む配偶者等からの暴力（DV）やハラスメント、虐待、性暴力といった様々な暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力を許さない社会環境の整備や、被害者支援等の安全・安心を守るための取組を強化する必要があります。

また、安心・安全に暮らすためには心身の健康を守ることが重要です。特に女性の心身の

状況は生涯を通じて大きく変化するため、生涯にわたる健康支援を進める重要性について認識を高めていく必要があると考えられます。

区におけるひとり親世帯や高齢者、障害のある人など、生活上様々な困難を抱える人々の数はおおむね横ばい傾向となっており、誰もが安心して生活していくため、引き続ききめ細かい支援が求められます。

基本目標 4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち すみだ
--

男女共同参画社会の実現は、行政だけで実現できるものではありません。「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」では、区、区民、事業者、地域団体、教育関係者等の責務が定められています。社会情勢の変化や墨田区の地域性を踏まえ、区や区民、事業者等がそれぞれの立場から主体的に男女共同参画に関する取組を進めるとともに、互いに連携して取組を展開することが重要です。また、「すみだ共生社会推進センター（愛称名）すみなか」が男女共同参画を進める上での拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、区民や関係機関・団体と協働しながら啓発、相談等の様々な事業を進める必要があります。

4 計画の体系

すみだの男女共同参画社会の実現 認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

基本目標1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向(1) 男女共同参画意識を高めます 課題① 固定的な性別役割分担意識の解消 ■男女共同参画施策に関する情報発信 1 区報、区公式ホームページ、SNS等による情報発信 2 男女共同参画情報誌の発行 3* 若年向け男女共同参画啓発冊子の発行 4* 職員向け男女共同参画啓発紙の発行 ■区民参加型の意識啓発事業の実施 5 男女共同参画推進のための各種啓発講座の開催 6 男性の家事参加に向けた料理教室の支援(男の料理教室) 7* 男女共同参画関連図書や資料の収集と貸出 ■情報の収集・把握・公表 8* 男女共同参画に関する区民意識調査の実施・公表 9* 男女共同参画に関する区職員意識調査の実施・公表 課題② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実 ■児童、生徒への男女平等教育 10 男女共同参画の視点にたった教材等の見直し 11 男女共同参画の視点にたった生活・進路指導の実施 12* 児童生徒の諸名簿における男女混合の推進 13* メディア・リテラシー教育の実施 14* 家庭教育意識啓発パンフレットの配布 ■教職員の意識の醸成 15 人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践 16* 性教育の推進 ■家庭や地域への意識啓発 17 家庭・地域に向けた男女共同参画意識の啓発 18* PTA活動における男女共同参画意識の啓発 19* 男女共同参画等をテーマにした区民企画講座の支援	施策の方向(2) 多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます 課題① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信 ■人権尊重の観点からの情報発信 20 区報への人権啓発コラムの掲載 21 区公式ホームページによる情報発信 22* インターネット等における差別的言動解消のための啓発 23* プロモーションサポート事業による適切な情報発信 ■人権尊重意識啓発事業の実施 24 人権講演会の開催 25* 人権啓発冊子「人権感覚」の配布 ■人権尊重と男女共同参画の視点の定着 26 差別事象発生時の職員対応方法の周知及びマニュアルの更新 27* 人権擁護委員との連携 28* 庁内刊行物等の点検 29* 人権や男女共同参画に関する研修の実施 課題② 多様な性の理解促進 ■多様な性に関する意識啓発と情報発信 30 正しく理解するための情報発信等 31 職員、教職員への意識啓発 ■当事者や関係者等の交流 32 性的指向・性自認等への理解を深める交流会の実施 課題③ 性的マイノリティへの支援 ■相談窓口の充実 33 性的指向・性自認等に関する専門電話相談「すみだにじいろ相談」の実施 ■性的マイノリティに対する支援 34 墨田区パートナーシップ宣誓制度の適用 35* 区営住宅等への入居要件等の拡充 36* 住宅修築資金融資あっせん及びすみだ住宅取得利子補助 性的マイノリティに対する施設利用時の合理的配慮の検討
--	---

施策の方向(3) 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題① 地域における男女共同参画の推進 ■地域における男女共同参画意識の啓発 38 地域で助け合う小地域福祉活動の推進 39* 団体・サークルの育成・支援 40* 食育の普及・啓発 41 定年後の社会貢献意識の向上(セカンドステージセミナー等) ■男性の地域活動への参画支援 42 男性の社会貢献意識の向上促進(老人クラブ活動の活性化) 課題② 防災・防犯における男女共同参画の推進 ■防災・防犯講座等の実施や避難所運営体制の構築 43 避難所運営体制の構築 44* 地域住民を対象とした防災講座の開催 45 男女共同参画の視点からの防災・防犯における意識啓発

基本目標2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ

施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進します【女性活躍推進計画】 課題① 誰もが共に担う子育てへの支援 ■男性の子育てで参画支援 47 男性のための育児教室の実施(パパのための出産準備クラス) 48 男性の子育てで参画支援講座の実施(父親対象事業) ■出産・子育て応援事業 49 出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」 50 学童クラブ事業の実施 51 一時的に子どもを預かる子育て支援事業 52* 子育ての相互援助活動の実施(ファミリー・サポート・センター事業) 53* 家事・育児サポーター事業の実施 訪問型保育支援事業 すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」 55* 子育てサポーターの育成・活用 56* 子育て自主グループの育成(子育て支援地域活動促進事業) 57* LINEによる子育て支援情報の発信 58* すみだいきいき子育てガイドブックの配布 課題② 誰もが共に担う介護(介助)への支援 ■介護(介助)者への支援の充実 59 男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施 60 緊急一時介護・保護事業の実施 61* 障害者への巡回入浴サービスの実施 62 高齢者の総合相談窓口業務の実施 63* 介護保険施設の整備促進 64* 認知症高齢者の施設の整備促進 65* 介護保険制度の普及と介護サービスの充実 課題③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 ■ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動 66 ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施 67* 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動 女性活躍推進や働き方改革を実現するためのアドバイザーの派遣 ■「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進 69* 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 70* 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	凡例 基本目標 目標数 4 施策の方向 施策の方向数 10 課題 課題数 21 事業 事業数 153(所管課別160) 進捗確認事業 58(所管課別61) 進捗確認対象外事業 95(所管課別99) *あり 取組状況に変更等があった年のみ進捗状況を報告する事業
---	---

認め合い 支え合い とともに創るまち すみだ

基本目標2

施策の方向(2) 性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう支援します【女性活躍推進計画】

課題① 働く場での女性の活躍推進

■管理・監督者への女性登用促進

71 女性職員へ管理職選考等の受験促進

72 キャリアアップ研修の実施

73* 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動(再掲)

■仕事と家庭の両立に資する保育の実施

74 保育サービス相談(保育コンシェルジュ)事業の実施

75* 定期的な保育の実施(認可保育園、保育ママ、小規模保育所)

76* 一時的な保育の実施(緊急、延長、休日、病児・病後児)

77* 待機児童解消対策の推進

■女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

78* 一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推進に関する情報提供

79* 意識・実態調査の実施と公表

80* 職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修実施

81* 区職員対象の旧姓使用制度の実施

課題② 就業における男女共同参画の推進

■労働に関する情報提供等

82* 国や都の資料の活用や関係機関と連携しての情報提供

83* 女性の就労に関する情報の提供

84 就労に関する意識啓発

85* 就職情報の提供

「就職支援コーナーすみだ」

■就職に関するカウンセリングや相談

86 就職相談コーナー事業の実施

「就職・仕事カウンセリングルーム」

施策の方向(3) 意思決定過程への女性の参画を進めます【女性活躍推進計画】

課題① 意思決定過程への女性の参画推進

■審議会等における女性委員の比率向上

87 審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大

88* 女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表

■政治分野における女性の活躍推進

89* 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知

基本目標3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ

施策の方向(1) あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます【DV防止基本計画】

課題① 配偶者等からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援

■配偶者等からの暴力(DV)の予防・早期発見

90 パープルリボンプロジェクトの取組

91 DV予防啓発、相談事業の実施

92* DV防止カードの作成、配布による相談窓口の周知

93* 区民や事業者等との協力体制の強化

■被害者支援

94 DVに関する相談、支援

95 関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実

96* 被害女性とその子の緊急一時保護と自立支援

97* DVやストーカー行為等の被害者への支援

■関係機関との連携及び体制の強化

98 配偶者暴力相談支援センターの機能整備

99* 母子・父子自立支援員、女性相談員、家庭相談員の研修の実施

100* 関係相談団体間の情報提供、連携

課題② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

■男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発

101 区公式ホームページや啓発紙による情報発信

102* 児童虐待防止に向けた情報提供と普及活動の実施

103* 児童虐待防止対策の充実のための関係機関との連携

■職員、教職員への啓発と研修の実施

104 教職員向けハラスメント防止の研修会の実施

105* 職員向けハラスメント防止に関する意識啓発紙の発行

■ハラスメント対策、相談窓口の充実

106 ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立

107 子育て相談の実施

108* 相談窓口の周知

109* 「法律・人権相談」「日常の悩み相談」等の実施

110* 女性相談の実施

111* 家庭相談の実施

112* ひとり親相談の実施

施策の方向(2) 心と身体を尊重する社会づくりを進めます

課題① 生涯を通じた健康支援

■健康づくりの知識の普及・啓発

113 区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信

114 健康づくりのための講習会の実施

115 妊産婦の喫煙防止の推進

116* 母性保護と家族計画の充実

(出産準備クラスの実施ほか)

117 リプロダクティブ・ヘルスの推進

118* エイズ理解及び予防教育の実施

■検診実施、受診促進

119 がんの早期発見、女性の受診機会の拡大

120* 妊産婦及び育メン歯科健康診査の実施

121* 骨粗しょう症予防対策の実施

■健康相談の実施

122 心の健康相談の実施

施策の方向(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題① 経済的な困難を抱える人への支援

■困難を抱える家庭への相談の実施

123* ひとり親相談の実施(再掲)

124* 女性相談の実施(再掲)

■生活支援の充実

125 ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施

126 児童扶養手当・児童育成手当

127* 出産費用の助成

128* 福祉資金等の貸付事業

129* ひとり親家庭等医療費助成

130* 児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施

■福祉団体等への補助事業

131* 母子生活支援施設への助成

132* 福祉団体への補助事業の実施

課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり

■生活・福祉サービス情報の提供

133* 区公式ホームページでの自動翻訳サービスの導入

134* 外国語に対応したガイドブックの作成、配布

135* 障害者福祉の手引き「フレフレマイペース」の配布

136* 高齢者福祉のしおり「たんぼぼ」の配布

■安心して暮らせるまちの整備促進

137 英語と中国語による外国人相談の実施

138 介護事業者対象人権研修会の実施

139 バリアフリー化の促進

140* 区民参加型の家事援助の拡充

(「ハート・ライン21」事業)

141* 「あんしんバリアフリーマップ」の運営

142* 「法律・人権相談」「日常の悩み」等の実施(再掲)

143* 家庭相談の実施(再掲)

144* バリアフリートイレの整備

145* 通訳翻訳ボランティア制度の導入

146* 日本語ボランティア教室との協働

147* 在住外国人支援施策の実施

基本目標4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち すみだ

施策の方向(1) 計画の推進体制を充実します

課題① 男女共同参画推進体制の充実・強化

148* 墨田区男女共同参画推進本部による施策の計画的かつ総合的な推進

149* 墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施

150* 墨田区女性活躍推進協議会の開催

151* 墨田区男女共同参画苦情調整委員会の設置

152* DV防止のための連携会議の開催

課題② すみだ共生社会推進センターの機能充実・活動強化

153* 区民との協働による効果的な事業展開

課題③ 民間団体・企業への情報提供と啓発

154* 民間団体・企業への最新の情報提供

5 評価のしかた

(1) 評価方法

墨田区男女共同参画推進プラン（第6次：令和6年度～10年度）は、「基本理念」に基づく「基本目標」、それを実現するための「施策の方向」、具体的な「課題」、その方策としての「事業」により体系化されています。

「課題」の解決に向けて、各所管課が「事業」ごとに実施報告・自己評価を行います。これに基づき「施策の方向」及び「プラン全体」について、墨田区男女共同参画推進委員会が第三者評価を行います。

(2) 所管課の評価（本書 第2章 P.9～）

「事業」について、所管課が当年度計画と前年度実施状況等を報告します。各事業の「男女共同参画の視点でめざす効果」【表1】を明らかにし、「男女共同参画の視点に基づいた目標」やそれらをふまえた前年度実施状況の自己評価を【表2】のとおり行いました。

【表1 男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
イ	性別等にかかわらず、個人がその個性・能力に応じた選択ができる
ウ	性別等にかかわらず、人権が尊重される
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別等にかかわらず参画することができる
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別等にかかわらず、仕事と生活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる

【表2 評価】

S	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
A	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
B	男女共同参画の視点において課題が残る
C	計画通りには実施できなかった

※ 特に、「男女共同参画の視点」から効果を評価することを徹底しました。

(3) 墨田区男女共同参画推進委員会による評価（本書 第4章 P.61～）

(2)の所管課評価をもとに、墨田区男女共同参画推進委員会が「基本目標に対する効果」を「施策の方向」ごとに【表3】のとおり評価し、それをふまえて「課題」の総合的な評価を行い、さらにプラン全体の総括評価をしました。

【表3 基本目標に対する効果の度合い】

基本目標に対して 効果が	大きかった	s
	あった	a
	少しあった	b
	なかった	c

◆第2章◆

「プラン進捗状況及び所管課評価」

凡例

【男女共同参画の視点でめざす効果】

	内容	表 記
ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚
イ	性別等にかかわらず、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる	性別等にかかわらない個性・能力に応じた選択
ウ	性別等にかかわらず、人権が尊重される	性別等にかかわらない人権の尊重
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる	あらゆる暴力の防止
オ	生涯を通じた健康支援が期待できる	生涯を通じた健康支援
カ	あらゆる分野に性別等にかかわらず参画することができる	あらゆる分野における男女共同参画の推進
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別等にかかわらず、仕事と生活の調和を図ることができる	性別等にかかわらない仕事と生活の調和
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する	男女共同の視点による安心安全な生活
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	体制の整備充実

【評価】

S	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
A	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
B	男女共同参画の視点において課題が残る
C	計画通りには実施できなかった

評価の内訳

基本 理念	基本 目標	施策の 方向	課題	全体 事業数	所管 課数	うち今回 評価事業	評価数	評価内訳				
								S	A	B	C	-
すみだの男女共同参画社会の実現 認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ			1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ	45	48	23	25	4	21	0	0	0
			(1) 男女共同参画意識を高めます	19	21	8	10	3	7	0	0	0
			① 固定的な性別役割分担意識の解消（事業番号1～9*）	9	11	4	6	3	3			
			② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実（事業番号10～19*）	10	10	4	4		4			
			(2) 多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます	18	19	9	9	1	8	0	0	0
			① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信（事業番号20～29*）	10	10	4	4		4			
			② 多様な性の理解促進（事業番号30～32）	3	3	3	3		3			
			③ 性的マイノリティへの支援（事業番号33～37*）	5	6	2	2	1	1			
			(3) 男女共同参画の視点で地域力を高めます	8	8	6	6	0	6	0	0	0
			① 地域における男女共同参画の推進（事業番号38～42）	5	5	3	3		3			
			② 防災・防犯における男女共同参画の推進（事業番号43～45）	3	3	3	3		3	*あり 事業含む		
			2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ	43	44	17	17	2	14	1	0	0
			(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します【女性活躍推進計画】	24	24	10	10	0	9	1	0	0
			① 誰もが共に担う子育てへの支援（事業番号47～58*）	12	12	5	5		5			
			② 誰もが共に担う介護（介助）への支援（事業番号59～65*）	7	7	3	3		3			
			③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（事業番号66～70*）	5	5	2	2		1	1		
			(2) 性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう支援します【女性活躍推進計画】	16	17	6	6	1	5	0	0	0
			① 働く場での女性の活躍推進（事業番号71～81*）	11	12	4	4		4	*あり 事業含む		
			② 就業における男女共同参画の推進（事業番号82*～86）	5	5	2	2	1	1			
			(3) 意思決定過程への女性の参画を進めます【女性活躍推進計画】	3	3	1	1	1	0	0	0	0
			① 意思決定過程への女性の参画促進（事業番号87～89*）	3	3	1	1	1				
			3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ	58	61	20	21	1	19	1	0	0
			(1) あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます【DV防止基本計画】	23	25	9	10	1	9	0	0	0
			① 配偶者等からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援（事業番号90～100*）	11	13	5	6	1	5			
			② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶（事業番号101～112*）	12	12	4	4		4			
			(2) 心と身体を尊重する社会づくりを進めます	10	11	6	6	0	6	0	0	0
			① 生涯を通じた健康支援（事業番号113～122）	10	11	6	6		6			
			(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます	25	25	5	5	0	4	1	0	0
			① 経済的な困難を抱える人への支援（事業番号123*～132*）	10	10	2	2		2			
			② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり（事業番号133*～147*）	15	15	3	3		2	1		
			4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち すみだ	7	7	0	0	0	0	0	0	0
			(1) 計画の推進体制を充実します	7	7	0	0	0	0	0	0	0
			① 男女共同参画推進体制の充実・強化（事業番号148*～152*）	5	5	0	0					
			② すみだ共生社会推進センターの機能充実・活動強化（事業番号153*）	1	1	0	0					
			③ 民間団体、企業への情報提供と啓発（事業番号154*）	1	1	0	0					
				153	160	60	63	7	54	2	0	0

※ 今回の報告から4段階の評価をABCDからSABCに変更しています。

基本目標 1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (1) 男女共同参画意識を高めます

課題① 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画施策に関する情報発信

1	区報、区公式ホームページ、SNS等による情報発信				
めざす効果	ア	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚			
	イ	性別等にかかわらず個性・能力に応じた選択			
内容	固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などの生活文化、慣行を見直すきっかけとするための情報を発信します。同時に、男女共同参画社会実現に向け、実施する事業の進行等に合わせた情報も随時発信します。				
所管課	広報広聴担当				
①事業計画	人権コラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。				
男女共同参画の視点に基づいた目標	概要	区民への情報発信を定期的に行う。	数値目標	CATVでの事業告知枠にて、男女共同参画に関する事業を年間1回以上紹介する。	
③評価	S	②実施状況	【墨田区のお知らせ「すみだ」（区報）】 ・ 毎号63,000部発行 ・ 人権週間に合わせた特集を掲載した。 ・ 年間を通じて、すみだ共生社会推進センターの事業を24回、すみだ人権同和・男女共同参画事務所の男女共同参画に関する事業を17回、人権コラムを3回掲載した。 【区公式ホームページ】 同様の内容を、区ホームページ内の区のお知らせへ掲載した。 【CATV】 区政情報番組「ウィークリーすみだ」で以下のとおり放送した。 ・ 「女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業」（9月1日～9月14日） ・ 「すみだ人権同和男女共同参画事務所」（10月20日～11月2日） ・ 「配偶者やパートナー等からの暴力（DV）の相談窓口」（R7 3月2日～3月15日）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	【墨田区のお知らせ「すみだ」（区報）】 直接的に男女共同参画に関係のない記事に関しても、イラスト等の色使いに、性別役割分担意識を感じさせることのないよう工夫した。		
		評価理由	すみだ共生社会推進センター、すみだ人権同和・男女共同参画事務所と連携しながら、区報へ掲載し、区民に周知することができた。SNS等の活用も連動して行い、効果を高めた。CATVにおいても啓発期間等に合わせ、周知を行った。		
④次年度計画	区報や区HP、CATV等の媒体を通して、人権コラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。				

(1)

(区報、区公式ホームページ、SNS等による情報発信)

所管課

すみだ人権同和・男女共同参画事務所

①事業計画

4月の若年層の性暴力被害予防月間、6月の男女共同参画週間、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間等の男女共同参画関連情報等を随時掲載する。

男女共同参画の視点に基づいた目標

概要

男女共同参画情報を発信することで男女共同参画意識を高める。

数値目標

・各月間・週間について、区報・区HPに年間延べ3回以上掲載

・セミナー等の周知を区報・区HP・SNSに年間延べ2回以上掲載

③

評価

A

②実施状況

◇区のお知らせ掲載記事

・4月11日号：若年層の性暴力被害予防月間（4月）、女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業のお知らせ

・5月11日号：男女雇用平等セミナー参加者募集

・6月21日号：男女共同参画週間（6月23日～29日）

・8月1日号：DV相談窓口

・8月21日号：女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業のお知らせ

・10月21日号：意見交換会「人生100年時代 シニアライフでも充実した毎日を送るために知っておきたいこと」の開催・参加者募集

・11月11日号：女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）&女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）

・1月21日号：ワーク・ライフ・バランスセミナー「いまさら聞けない？今からでも間に合います！～労働契約の考え方と労働法改正のきも～」の開催・参加募集

・3月1日号：国際女性デー（3月8日）

◇区公式ホームページ掲載内容

・「墨田区男女共同参画推進委員会」及び「墨田区女性活躍推進協議会」会議録

・墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和5年度実施事業）

・若年層の女性をとりまく暴力や犯罪への注意喚起・予防の周知

・女性に対する暴力をなくす運動期間の普及・啓発の周知

・意見交換会に関する告知・実績報告

・男女共同参画に関する苦情申出状況

・ワーク・ライフ・バランス・セミナーに関する告知・実績報告

・女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業に関する告知

・墨田区男女共同参画に関する区民意識調査報告

・女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査報告

◇区公式SNS

DV相談窓口（お盆、年末年始等大型連休前）、区主催事業、東京都事業の周知

男女共同参画の視点で工夫したこと

・事業の企画、立案、実施等にあたり、女性のみ男性のみの視点だけではなく、男女共同参画の視点も取り入れた。

・性別にかかわらず参加しやすいよう工夫した。

・文章やイラストを性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

評価理由

SNS(区公式X(旧ツイッター)、フェイスブック、LINE)等を活用し、効果的な周知が図れた。男女共同参画に関する記事以外についても、イラスト等の色使いに、性別役割分担意識を感じさせることのないよう配慮の上情報発信し、計画どおりに実施した。

④次年度計画

各月間・週間やイベントに合わせ、男女共同参画関連情報等を、性別役割分担意識を感じさせることのないように配慮し、随時掲載する。掲載内容や発信回数を適宜見直し、さらに効果的な情報発信を行い、「男らしさ」「女らしさ」などの慣行を見直すきっかけとする。

(1)		(区報、区公式ホームページ、SNS等による情報発信)			
		所管課	すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）		
		①事業計画	男女共同参画推進事業の参加者募集及び実施結果を随時掲載する。		
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	男女共同参画情報を発信することで男女共同参画意識を高める。	数値目標	・セミナー等の周知を区報・区HP・SNSに年間延べ22回以上掲載
③ 評価	A	②実施状況	・男女共同参画推進事業の参加者募集は区のお知らせと区公式ホームページ等で周知し、その実施結果を区公式ホームページ等に掲載		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・性別にかかわらず参加しやすいよう工夫した。 ・文章やイラストを性別にとらわれない表現とするよう配慮した。		
		評価理由	SNS(区公式X(旧ツイッター)、フェイスブック、LINE)等を活用し、効果的な周知が図れた。		
④次年度計画		男女共同参画推進事業の参加者募集及び実施結果を、性別役割分担意識を感じさせることなくように配慮し、随時掲載する。			

2		男女共同参画情報誌の発行			
めざす効果		ア	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚		
内容		固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画社会を実現するため、区民と協働して情報誌を発行します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）			
①事業計画		「墨田区男女共同参画情報誌 すみなか」を発行する。 A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	男女共同参画情報を発信することで男女共同参画意識を高める。	数値目標	A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行
③ 評価	S	②実施状況	・8月と1月に各13,000部発行した。 【96号】巻頭インタビュー：元バドミントン選手 潮田 玲子 特集：今、墨田区の学校給食は... 【97号】巻頭インタビュー：落語家 五街道 雲助 特集：あなたに寄り添う「すみなか」活用法		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・紙面の企画、立案、実施等にあたり、男女共同参画の視点を取り入れて作成した。		
		評価理由	男女共同参画の視点から、誰もが生きやすい社会を模索しつつ、地域の話題や子育て、人生観など、創意工夫し、区民協働で作成することができた。また、こんにちはすみださんでは墨田区で活躍する人物を紹介し、インフォメーションページでは、施設名称が「すみだ女性センター」から「すみだ共生社会推進センター」に、愛称が「すずかけ」から「すみなか」に変更したことを記事にし、効果的に広報できた。また、ほかにも相談事業に関する記事や「今日の一文」などを掲載し、より区民が身近に感じて興味を引く内容とした。		
		④次年度計画	「墨田区男女共同参画情報誌 すみなか」を発行する。 A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行		

区民参加型の意識啓発事業の実施

5	男女共同参画推進のための各種啓発講座の開催				
めざす効果		ア	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚		
内容		啓発講座を通じて男女共同参画を地域や家庭、社会の中で推進する人材育成を図ります。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）			
①事業計画		男女共同参画推進啓発講座「共に学ぼう講座」及び各種男女共同参画推進講座を継続して実施する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	男女共同参画を地域や家庭社会の中で推進する人材を育成する。	数値目標	講座全体で、参加者が1,000人を目指す。
③評価	S	②実施状況	【共に学ぼう講座】 対面方式で実施した。 計8回80名が参加（4～6回は応募者無にて中止）。 【その他各種講座】 全ての講座を対面方式で実施した。延べ928名が参加。 （DV予防啓発講座、子育てママ対象講座、情報資料委員会企画運営講座、すみだパパスクール、性的指向・性自認に関する交流会、学校における男女共同参画啓発講座、講座委員会企画運営講座、働く人向け対象講座、デートDV予防啓発講座、すみなか講座） なお、拡充事業としてすみなか講座を3講座追加して実施した。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・性別にかかわらず、事業の対象となる方が参加しやすいテーマで実施した。		
		評価理由	「すずかけ大学」を見直し、全体で回数を増やした。 対面で講座を実施し、事業も拡大、特に若い世代への啓発機会も増やし、男女共同参画を推進する人材育成を図ることができた。 学校向けに講座の拡充が図れた。登録団体主催による講座（すみなか講座）を新規実施した。		
④次年度計画		男女共同参画推進啓発講座「共に学ぼう講座」を軸に各種男女共同参画推進講座を継続して実施する。			

6	男性の家事参加に向けた料理教室の支援（男の料理教室）				
めざす効果		ア	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚		
内容		男性に対して料理の楽しさを伝えることで意識啓発を促進し、家事・育児・介護など家庭の責任を男女が共に担えるよう自主的に活動している団体を支援します。			
所管課		健康推進課（保健センター）			
①事業計画		自主グループとして実施するが、引き続き必要に応じて相談等に応じる。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらず家事分担ができる。	数値目標	随時相談に応じる。
③ 評価	A	②実施状況	男の料理教室 平成28年度より、自主グループとして独立し料理教室を実施しているが、必要に応じて相談できる体制を整えている。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。		
		評価理由	新型コロナウイルス感染症により活動を見合わせた時期があったが、現在は感染防止対策等を講じながら再開している。		
④次年度計画		自主グループとして実施するが、引き続き必要に応じて相談等に応じる。			

基本目標 1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (1) 男女共同参画意識を高めます

課題② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実

児童、生徒への男女平等教育

10	男女共同参画の視点にたった教材等の見直し				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		男女共同参画の視点にたった指導資料や教材等の見直しを推進します。			
所管課		指導室			
①事業計画		各種副読本、教材等、男女共同参画を一つの視点として、引き続き改善・見直しを図る。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらず、子供一人一人の個性や可能性を伸ばす。	数値目標	毎年、資料の見直しを実施する。
③ 評価	A	②実施状況	計画どおり、改善・見直しを図った。特に資料等で、男女共同参画の視点を持ち、活用する画像やイラストの男性と女性のバランスを考慮した上で作成した。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・文章や挿絵が、性別にとらわれない表現とするようにした。 ・性別等にかかわらず、おのおのの人権が尊重される工夫をした。		
		評価理由	事業計画に従い、男女共同参画の視点を持ち、改善・見直しを図った。		
④次年度計画		各種副読本、教材等、男女共同参画を一つの視点として、引き続き改善・見直しを図る。			

11	男女共同参画の視点にたった生活・進路指導の実施				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		各種研究会・協議会で、男女共同参画の視点にたった生活・進路指導を啓発し、児童・生徒の男女共同参画意識を育てます。			
所管課		指導室			
①事業計画		各種研修会・協議会において、男女共同参画観にたった生活・進路指導の啓発、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらず、個性や能力に応じた選択ができるように支援する。	数値目標	生活指導主任研修会又は進路指導主任研修会において、男女共同参画の視点にたった研修を年1回実施する。
③ 評価	A	②実施状況	進路指導主任研修会において、児童・生徒の男女共同参画意識の育成を視点に、研修を計画どおり実施した。 実施日（参加人数）：5月23日（33名）、8月6日（32名） 1年次研修会において、教員や児童・生徒の男女共同参画観にたった指導について、計画通りに研修を実施した。 実施日（参加人数）：6月25日（60人）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。 ・ 性別等にかかわらず、おのおのの人権が尊重される工夫をした。		
		評価理由	1年次研修会や進路指導研修会において、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する視点を取り入れ、研修を行った。		
		④次年度計画	各種研修会・協議会において、男女共同参画観にたった生活・進路指導の啓発、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する。		

教職員の意識の醸成

15	人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		男女共同参画など様々な人権課題における人権教育について協議会・報告会を行い、推進校や研究グループの研究・実践を深めます。			
所管課		指導室			
①事業計画		教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育についての普及、啓発を図り、各学校での実践につなげる。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	適正な男女平等教育の推進をし、性別等にかかわらず人権を尊重する。	数値目標	全区立幼稚園、小・中学校の教員を対象とした人権教育推進連絡協議会を年3回実施する。
③ 評価	A	②実施状況	教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施、講演や人権尊重教育推進校、研究グループの実践報告を通して男女平等教育について普及、啓発を図った。 ・人権教育推進連絡協議会 6月13日（69名）、9月13日（47人）、11月22日（42人）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・性別等にかかわらず、おのおのの人権が尊重される工夫をした。		
		評価理由	人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育の普及、啓発が図れた。		
		④次年度計画		教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育についての普及、啓発を図り、各学校での実践につなげる。	

家庭や地域への意識啓発

17	家庭・地域に向けた男女共同参画意識の啓発				
めざす効果		ア	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚		
内容		家庭教育支援を通じて、男女共同参画意識等の啓発を促進します。			
所管課		地域教育支援課			
①事業計画		補助金交付・講座の実施、コラムの発行を行い、家庭と地域の意識高揚を図る。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	家庭教育支援講座等の開催等を行うことで家庭と地域の男女共同参画等の意識高揚を図る。	数値目標	家庭教育に関する講座等の開催数 25件
③ 評価	A	②実施状況	・補助金交付 実施団体数11団体、参加者数700人 ・家庭教育支援講座（講演会型） 令和6年度をもって事業廃止 ・家庭教育支援講座（親子参加型） 2回実施 参加者数100人 ・子育てコラムを季刊で発行（区立幼稚園、小学校1年生から3年生の保護者に配布、区HP上での掲載）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	家庭教育支援講座（親子参加型）については、休日の実施により、多くの父親も参加している。		
		評価理由	補助金事業・講座の実施、コラムの発行を通じて家庭と地域の意識高揚を図ることができた。		
		④次年度計画		補助金交付・講座の実施、コラムの発行を行い、家庭と地域の意識高揚を図る。	

基本目標 1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (2) 多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます

課題① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信

人権尊重の観点からの情報発信

20	区報への人権啓発コラムの掲載				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		様々な人権問題をコラムとして取り上げ、シリーズ年4回の区報への掲載により、広く区民へ周知します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（人権同和担当）			
①事業計画		区報に年4回掲載する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	人権啓発コラムを発信することで、性別等にかかわらず人権尊重の意識を高める。	数値目標	・人権コラムを区報に年3回掲載 ・人権週間特集号を区報に年1回掲載
③ 評価	A	②実施状況	年間3回のコラムと、12月1日の人権週間特集号に掲載した。 ＜コラム＞ 6月1日号：人権を尊重する共生社会の実現に向けて 8月21日号：“無意識の思い込み”に気づいていますか 2月1日号：犯罪被害者とその家族への理解と配慮を ＜人権特集号＞ 12月1日号：女性の人権問題をはじめ、様々な人権問題について個々に取り上げ、人権啓発冊子「人権感覚」の案内や区公式ホームページ掲載箇所へ誘導するQRコードを掲載した。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	人権啓発コラムや人権特集号の作成時には、文章やイラストを性別にとられない表現とするよう配慮した。		
		評価理由	令和6年度はアンコンシャス・バイアスや犯罪被害者支援等の人権に関するコラムを掲載するなど、広く啓発を行うことができた。また、人権特集号（12月1日号）では、女性の人権や子どもたちの人権感覚などを取り上げ、啓発を行うことができた。		
		④次年度計画			
		区報に年4回掲載する。			

21	区公式ホームページによる情報発信				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		人権啓発冊子「人権感覚」等を区公式ホームページに掲載し、様々な人権問題に対する意識啓発を行います。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（人権同和担当）			
①事業計画		ホームページ等での情報発信により、更に啓発を推進していく。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	人権啓発冊子等を区公式ホームページに掲載することで、性別等にかかわらず様々な人権問題に対する意識を高める。	数値目標	・人権啓発冊子「人権感覚」を3年に1回改訂 ・人権講演会の周知を区報・区HP・SNSに年間延べ2回以上掲載
③ 評価	A	② 実施状況	区ホームページに人権啓発冊子「人権感覚」を掲載し、様々な人権問題に対する意識啓発を行った。また、人権コラムや国・都等関係機関へのリンク集等を作成し、情報発信を行った。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	人権啓発冊子「人権感覚」等作成時には、文章やイラストを性別にとられない表現とするよう配慮した。		
		評価理由	令和6年度は区ホームページにおいて、人権啓発冊子「人権感覚」や関係機関のリンク等の掲載をするとともに、人権コラムや人権週間の紹介などを掲載し、情報発信を行うことができた。		
④次年度計画		ホームページ等での情報発信により、更に啓発を推進していく。			

人権尊重意識啓発事業の実施

24	人権講演会の開催				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		人権尊重の考え方の普及・啓発を図るため、講演会等を実施します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（人権同和担当）			
①事業計画		人権講演会を実施し、様々な人権問題に関する啓発を行っていく。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらず、お互いを理解し人権を尊重しあえるよう区民の人権感覚を育む。	数値目標	参加者数100人以上
③ 評価	A	②実施状況	テーマ：いじめについて考えよう ～つつちょのお話とミニライブ～ 講師：つつちょ氏 開催日：令和7年2月1日 場所：すみだ生涯学習センター 参加者：30名		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	性別にかかわらず、又、勤労者、子育て中の方を問わず参加しやすいように、イベントの開催曜日、時間帯を考慮し、保育サービスも実施した。		
		評価理由	アンケート調査では、約8割の人が内容に満足したと回答しており、多くの方々から好評を得ることができた。		
④次年度計画		人権講演会を実施し、様々な人権問題に関する啓発を行っていく。			

人権尊重と男女共同参画の視点の定着

26	差別事象発生時の職員対応方法の周知及びマニュアルの更新					
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重			
内容		職員向け人権・同和問題研修等、機会を捉えて対応方法について周知するとともに、新たな人権課題に対応すべく、必要に応じてマニュアルを更新します。				
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（人権同和担当）				
①事業計画		年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載する。 新任職員研修、主任5年目研修等で対応について周知する。				
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	差別事象発生時に適切に対応することで、あらゆる差別や偏見がない、全ての人権が尊重される誰にもやさしい地域づくりを目指す。	数値目標	差別事象発生件数0件	
③ 評価	A	②実施状況	年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載した。新任研修等で周知することができた。			
		男女共同参画の視点で工夫したこと	性別等にかかわらず、あらゆる差別や偏見は許されないという考えのもと周知を行うこと。			
		評価理由	令和6年度は差別事象の発生はなかった。過去に把握しているものについては、各課で差別事象と疑われる案件があった際に、マニュアルのとおりに対応してもらうことができた。			
④次年度計画		年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載する。 新任職員研修、主任5年目研修等で対応について周知する。				

基本目標 1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (2) 多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます

課題② 多様な性の理解促進

多様な性に関する意識啓発と情報発信

30	正しく理解するための情報発信等				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		多様な性のあり方を認め、理解し、尊重しあえるよう意識の高揚を図ります。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所			
①事業計画		人権講演会の実施やすみだまつり・こどもまつりの出展等を通した啓発活動によって、正しい知識の情報発信を図る。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	啓発冊子の配布をするなど多様な性の正しい知識の情報発信をすることで、性別等にかかわらず、お互いを理解し、人権を尊重しあえるよう意識の高揚を図る。	数値目標	・人権啓発冊子「人権感覚」やパンフレット等：人権講演会、すみだまつり・こどもまつりの来訪者に計500部配布 ・男女共同参画推進啓発冊子：はたちのつどい参加者1,450部、中学3年生1,300部配布
③ 評価	A	② 実施状況	人権啓発冊子「人権感覚」の人権講演会での配布や区公式ホームページへの掲載により、多様な性についての啓発を行った。また、すみだまつり・こどもまつりでは、啓発ブースを出展し啓発冊子等を配布した。男女共同参画推進啓発冊子については、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に基づき作成し、「はたちのつどい」参加者（1,450部）と中学3年生（卒業に向け、1,350部）へ配付した。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・文章やイラストを性別にとらわれない表現とするよう配慮した。		
		評価理由	人権啓発冊子「人権感覚」をはじめとした啓発冊子の配布、ホームページへの掲載を行い、正しい知識の情報発信を図った。男女共同参画推進啓発冊子は、「はたちのつどい」参加者と区立中学校の3年生に予定どおり配布することができた。		
④次年度計画		人権講演会の実施やすみだまつり・こどもまつりの出展等を通した啓発活動によって、正しい知識の情報発信を図る。			

31	職員、教職員への意識啓発				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		多様な性に関する職員ハンドブック、「人権感覚」等の職員向け啓発紙を活用して、性の多様性を認め尊重していく意識啓発を行います。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（人権同和担当）			
①事業計画		各種職員向け人権研修にて、「人権感覚」を活用し、啓発を実施する。「人権感覚（別冊）」を適宜修正し、職員・教職員等へ周知する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	人権研修において啓発・周知することで、性別等にかかわらず人権尊重の意識を高める。	数値目標	各種職員向け人権研修にて、年2回以上啓発・周知
③ 評価	A	②実施状況	各種職員向けの人権研修にて、「人権感覚」を活用し、意識啓発を行った。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	人権啓発冊子「人権感覚」作成時には、文章やイラストを性別にとらわれない表現とするよう配慮した。		
		評価理由	各種職員向けの人権研修では、「人権感覚」を活用し、性自認・性的指向等について取り上げ、意識啓発を行った。		
④次年度計画		各種職員向け人権研修にて、「人権感覚」を活用し、啓発を実施する。「人権感覚（別冊）」を適宜修正し、職員・教職員等へ周知する。			

当事者や関係者等の交流

32	性的指向・性自認等への理解を深める交流会の実施				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		性的指向・性自認等への理解を深めるため、当事者やその家族、関係者等が情報交換できる交流会を実施します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）			
①事業計画		地域から男女共同参画を推進する意識の向上に努め、性的指向・性自認についての理解促進と多様性を尊重し合える“すみだ”の男女共同参画社会の実現を目指すため、性的マイノリティ当事者やその家族、関係者のほか、性の多様なあり方について関心のある方を対象に情報交換や学習ができる交流会を実施した。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらず、お互いを理解し、人権を尊重しあえるよう意識の高揚を図る。	数値目標	参加者12名（前回参加者数）以上を目指す。
③ 評価	A	② 実施状況	すみだ共生社会推進センター主催交流会「すみだにじいろカフェ」を実施 開催日：令和7年2月9日（日） 企画運営団体（委託）：特定非営利活動法人 あなたのSOGIE 講座内容：地域から男女共同参画を推進する意識の向上に努め、性的指向・性自認についての理解促進と多様性を尊重し合える男女共同参画社会の実現を目指すため、性的マイノリティ当事者やその家族、関係者のほか、性の多様なあり方について関心のある方を対象に情報交換や学習ができる交流会を実施 参加者数：22名		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	性的マイノリティ当事者やその家族、関係者のほか、性の多様なあり方について関心がある性的少数者への配慮として交流会会場の雰囲気作りを意識した。		
		評価理由	対面で交流会を実施し、情報交換や学習の場を設けることができた。		
		④次年度計画	性の多様なあり方について関心のある方を対象に情報交換や学習ができる交流会「すみだにじいろカフェ」を引き続き実施する。		

基本目標 1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (2) 多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます

課題③ 性的マイノリティへの支援

相談窓口の充実

33	性的指向・性自認に関する専門電話相談「すみだにじいろ相談」の実施				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		性的指向・性自認に関する専門知識を有する相談員が、当事者やその家族、関係者等からの悩みごとや相談を専用回線による電話相談で受け付け、支援する。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）			
①事業計画		多様な性を包摂した男女共同参画社会の推進を図るため、性的指向・性自認に関する相談窓口である「すみだにじいろ相談」事業を実施した。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらず、お互いを理解し、人権を尊重しあえるよう意識の高揚を図る。	数値目標	相談件数2件（前回件数）以上を目指す。
③ 評価	A	②実施状況	月一度（毎月第4木曜日）午後3時から午後7時まで専用電話回線による電話相談を実施 相談件数：4件		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	LGBTQ+当事者やその家族、知人等に配慮し、専用電話回線、秘密厳守、匿名、相談料無料、予約不要などの対応を行った。		
		評価理由	相談者が徐々に増加し、広報等の効果が表れていると思われる。		
④次年度計画		月一度（毎月第4木曜日）の電話相談を引き続き実施する。			

性的マイノリティに対する支援

34	墨田区パートナーシップ宣誓制度の運用				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		パートナーシップ関係にある二人が区長に宣誓することで、届け出られたことを証明する受理証明書及び受理証明カードを交付します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（人権同和担当）			
①事業計画		パートナーシップ宣誓制度を引続き実施し、区報等を活用して事業を広く周知していく。また、各課にパートナーシップ宣誓制度の活用調査を行い、利用可能事業の拡大を検討していく。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらず、パートナーとともに安心して暮らしていける地域づくりを目指す。	数値目標	宣誓件数年間15組以上
③ 評価	S	②実施状況	「墨田区パートナーシップ宣誓制度」を令和5年4月から開始した。区のホームページへの掲載や関係機関へのチラシ配布等において事業の周知を行い、届出者に受理証明書及び受理証明カードを交付した。それとともに、都のパートナーシップ宣誓制度との連携に関する協定及び東京都行政書士会墨田支部とも協定を締結している。また、都のパートナーシップ宣誓制度の活用事業について、年2回調査をし、現在、区営住宅等への入居申込み等の10事業において活用されている。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	性別等にかかわらず、パートナーシップ関係にある二人が利用しやすいよう制度設計を行った。そのため、同性同士に限らず、事実婚の方なども利用できる制度となっている。		
		評価理由	区のホームページ等において事業の周知を図ったことで、性的マイノリティに限らず、事実婚関係にあるカップルからも申請いただくことができた。「墨田区パートナーシップ宣誓制度」の宣誓件数は事業開始から30組で、多くの方々に利用していただいた。		
④次年度計画		パートナーシップ宣誓制度を引続き実施し、区報等を活用して事業を広く周知していく。また、各課にパートナーシップ宣誓制度の活用調査を行い、利用可能事業の拡大を検討していく。			

基本目標 1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (3) 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題① 地域における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画意識の啓発

38	地域で助け合う小地域福祉活動の推進				
めざす効果		ク	男女共同の視点による安心安全な生活		
内容		社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で推進している、町会・自治会を範囲とした地域単位で行う支えあい・助けあい活動である「小地域福祉活動推進事業」に助成し、地域共生社会の実現を目指します。			
所管課		地域福祉課（厚生課）			
①事業計画		住民主体の小地域福祉活動活動団体の支援、助成をはじめ、イベントや勉強会等を積極的に取り入れ、事業の充実、推進を図る。 ＜事業計画＞ ・小地域福祉活動実施地区の拡大 ・ふれあいサロン実施地区の拡大 ・拠点型ふれあいサロン実施地区（3地区） ・おもちゃサロン（2カ所） ・地域福祉プラットフォーム（5カ所） ・地域福祉活動セミナーの開催			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	地域のなかで世代や性別を問わず、お互いが支えあえる地域づくりを目指す。	数値目標	・実施地区の拡大 ・地域福祉プラットフォームを週2回以上、開催する。
③ 評価	A	②実施状況	住民主体の小地域福祉活動への支援、助成を行い、事業の推進を図った。 ＜事業実績＞ ・小地域福祉活動実施地区（32地区） ・ふれあいサロン実施地区（10地区） ・拠点型ふれあいサロン実施地区（3地区） ・おもちゃサロン（2カ所） ・地域福祉プラットフォーム（5カ所） ・地域福祉活動セミナー、小地域福祉活動連絡会開催		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	チラシ等の作成において誰もが参加しやすいような世代や性別にとらわれない表現とするよう配慮した。		
		評価理由	地域のなかで世代や性別を問わず、お互いが支えあえる地域づくりを目指し、小地域福祉活動やふれあいサロンを実施する地域を支援した。活動者の高齢化などが原因で活動を休止する地域もあるが、新たな活動の担い手やすでに活動している人への活動の充実を目的に地域福祉活動セミナーを開催した。 おもちゃサロンについては、おもちゃの貸し出しを行い、おもちゃサロン開催日に参加できない子どもでも気軽におもちゃで遊べる体制づくりを行っている。 地域福祉プラットフォームは地域のニーズや季節に応じたイベントや勉強会等を積極的に取り入れ、事業の充実を図った。		
		④次年度計画	住民主体の小地域福祉活動活動団体の支援、助成をはじめ、イベントや勉強会等を積極的に取り入れ、事業の充実、推進を図る。 ＜事業計画＞ ・小地域福祉活動実施地区の拡大 ・ふれあいサロン実施地区の拡大 ・拠点型ふれあいサロン実施地区（3地区） ・おもちゃサロン（2カ所） ・地域福祉プラットフォームおよび出張プラットフォーム（6カ所） ・地域福祉活動セミナー、小地域福祉活動連絡会の開催		

41	定年後の社会貢献意識の向上（セカンドステージセミナー等）				
めざす効果		ア	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚		
内容		定年後のシニアに向け活動の場を提供し、社会参加や生きがいづくりを支援します。			
所管課		高齢者福祉課			
①事業計画		○セカンドステージセミナーの実施(年4回)○生きがい講座の実施(年6回) ○シニア人材バンク事業の運営○シニア向け情報紙の発行(月1回) ○シニアメールマガジンの配信(月2回)			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	生きがいづくり等の支援をすることで、地域において男女共同参画意識が高まる。	数値目標	イベント参加延べ人数1,100人
③ 評価	A	②実施状況	○セカンドステージセミナー(延べ684人)○生きがい講座(延べ240人)○シニア人材バンク事業(12件派遣)○シニア向け情報紙の発行(月1回3,000部)○シニアメールマガジンの配信(月2回186人)		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	性別を問わず楽しめるイベントを開催した。		
		評価理由	定年後の社会貢献意識の向上に向け事業計画どおりにイベントを実施し、地域における男女共同参画を推進したため。		
④次年度計画		○セカンドステージセミナーの実施(年4回)○生きがい講座の実施(年6回) ○シニア人材バンク事業の運営○シニア向け情報紙の発行(月1回) ○シニアメールマガジンの配信(月2回)			

男性の地域活動への参画支援

42	男性の社会貢献意識の向上促進（老人クラブ活動の活性化）				
めざす効果		ア	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚		
内容		高齢期を迎えた男女が共に地域の中で生きがいをもって暮らし続けるため、社会奉仕、友愛活動及び健康をすすめる活動を促進する老人クラブを支援します。			
所管課		高齢者福祉課			
①事業計画		○友愛訪問活動 実施クラブ 80クラブ 訪問員 3,500人 対象 3,500人 訪問回数 10,000回 ○墨老連主催介護予防講習の実施 参加者数500人			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらず地域活動に参画することにより、いきいきと活力のあるまちづくりを進める。	数値目標	友愛訪問活動実施クラブ：80クラブ 介護予防講習参加者数：500人
③ 評価	A	② 実施状況	・老人クラブでの友愛訪問活動 実施クラブ63クラブ 訪問員2,112人 対象2,626人 訪問回数2,738回 ・墨老連主催介護予防講習の実施 参加者数 724人 (健康ウォーキング教室、筋力トレーニング教室、棒体操教室)		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	老人クラブに加入している男性の方の中には、現役時代に地域活動を行う機会に恵まれなかった方も少なくない。そういった方々が、退職後に老人クラブに加入し、友愛訪問を始めとした地域活動を行うことで、社会貢献意識を養っている。		
		評価理由	クラブ全体の高齢化による活動減により、友愛訪問活動実施クラブは減少したが、予防講習の実施では参加者が事業計画より大幅に目標を達成したため。		
④次年度計画		○友愛訪問活動 実施クラブ 80クラブ 訪問員 3,500人 対象 3,500人 訪問回数 10,000回 ○墨老連主催介護予防講習の実施 参加者数500人			

基本目標 1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (3) 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題② 防災・防犯における男女共同参画の推進

防災・防犯講座等の実施や避難所運営体制の構築

43	避難所運営体制の構築				
めざす効果		ク	男女共同の視点による安心安全な生活		
内容		男女共同参画の視点に立った避難所運営体制の構築を目指します。			
所管課		防災課			
①事業計画		地域防災活動拠点会議等にて、引き続き男女共同参画の視点に立った避難所運営の体制構築について検討する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	男女共同参画の視点に立った避難所運営の体制構築を行うことで、地域防災力の向上に繋げる。	数値目標	各拠点会議において、性別にかかわらず人権が尊重される避難所運営の体制を年1回以上検討する。
③ 評価	A	②実施状況	男女共同参画の視点に立った運営体制構築の検討を進めた。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	女性のみ男性のみの視点だけではなく、男女共同参画の視点も取り入れた。		
		評価理由	女性職員や女性の防災士が増えたことにより、女性の視点を積極的に取り入れることが可能となり、運営体制の充実を図った。		
④次年度計画		地域防災活動拠点会議等にて、引き続き男女共同参画の視点に立った避難所運営の体制構築について検討する。			

44*	地域住民を対象とした防災講座の開催				
めざす効果		ク	男女共同の視点による安心安全な生活		
内容		防災士の育成をはじめ、各種講座等を通して、男女共同参画の視点を持った人材育成を図ります。			
所管課		防災課			
①事業計画		令和元年度に「墨田区防災士ネットワーク協議会」を設立した。この協議会の活動・研修を通して、避難所運営等における男女共同参画の視点を持った人材を育成する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	男女共同参画の視点の視点を持った人材育成を行うことで、地域防災力の向上に繋げる。	数値目標	訓練等への防災士の派遣数 延べ180回
③ 評価	A	② 実施状況	訓練等への防災士の派遣数 延べ42回		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・「防災士養成講座」を開催のもと、50名が防災士の資格を取得し、女性の防災士も増加した。 ・ネットワーク協議会員の有志で女性分科会を開催し、女性視点の防災活動を行っている。		
		評価理由	研修及び避難所運営に携わったことのある方の話を聞くことで、避難所運営における男女共同参画について見識を深めることができた。		
④次年度計画		引き続き、協議会の研修会等において、防災分野での男女共同参画の推進につながるような内容を取り入れていく。			

45	男女共同参画の視点からの防災・防犯における意識啓発				
めざす効果		ク	男女共同の視点による安心安全な生活		
内容		男女共同参画の視点で防災・防犯に関する意識啓発講座等を実施します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）			
①事業計画		男女共同参画の視点に立った防災意識の啓発の重要性が高まっていることから、防災対策の取組の強化を図ります。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわない防災に関する意識の高揚を図る。	数値目標	参加者20名以上を目指す。
③ 評価	A	②実施状況	アウトドア防災ガイドを講座講師として依頼し、防災に潜むアンコンシャス・バイアスや人権問題を参加者と共有しながら、自らできる実践的な防災テクニックを学ぶ。 参加者数：20名		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	事業の企画、立案、実施等にあたり、女性のみ男性のみの視点だけではなく、男女共同参画の視点も取り入れた。		
		評価理由	防災に対する意識啓発を十分に図り、また、男女共同参画の視点による防災の自己認識を深めることができた。		
		④次年度計画		管理栄養士兼防災士に学ぶ、災害時による男女の役割等の講座を実施	

基本目標 2 性別等にかかわらず誰もが輝き、 ともに活躍できるまち すみだ

施策の方向 (1) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) を推進します

【女性活躍推進計画】

課題① 誰もが共に担う子育てへの支援

男性の子育て参画支援

47	男性のための育児教室の実施（パパのための出産準備クラス）				
めざす効果		ア	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚		
内容		男性が育児に関わることができるよう、育児に関する知識や技術についての講座を開催します。			
所管課		健康推進課（保健センター）			
①事業計画		パパのための出産準備クラス 30回開催			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	妊婦のパートナー、子どもの父となる人に対し、妊婦の体調の理解や乳幼児のいる家庭での育児、家事参加を促進する。	数値目標	年間30回事業実施
③ 評価	A	②実施状況	パパのための出産準備クラス参加者数 30回開催 704組 1327人		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	事業名称に「パパのための」とつけることで、男性中心の教室を意識づけた。 「妊婦体験」「父の立場になる人同士のグループワーク」等を行い、妊婦のパートナー、子どもの父となる人の意識と理解の向上に努めた。		
		評価理由	アンケートより、「（クラスに参加して）大変良かった・良かった」「（知りたいと思った情報が）十分得られた、得られた」がそれぞれ9割以上のため、想定通りの効果を発揮した。		
④次年度計画		年間24回実施予定 これまで土曜日のみの実施であったが、7年度は平日も2回実施する。			

48	男性の子育て参画支援講座の実施（父親対象事業）				
めざす効果		キ	性別等にかかわらない仕事と生活の調和		
内容		男性向けの講座を実施し、男性が子育てや家庭生活、地域活動に、積極的に関わることができるよう意識啓発を行います。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）			
①事業計画		全3回講座実施予定			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	子育てへの男性の意識を高め、また、女性の子育ての負担軽減を図る。	数値目標	講座を3回（前回実施回数）以上開催
③ 評 価	A	② 実施 状況	すみだパパスクール 11月 3回実施 1回目 講師：（一社）日本ベビーダンス協会 山本 由美子氏 内容：パパの抱っこで赤ちゃんご機嫌！ベビーダンス 2回目 講師：ファザーリング・ジャパン会員 坪井 博一氏 内容：これを知れば最強！雨の日の過ごし方 3回目 講師：JPIC読書アドバイザー 児玉 ひろ美氏 内容：子どもが大好きな絵本を知って読んでみよう！ 参加者数：延べ 6人（うち男性受講者6人）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	男性向けの講座を保育付きで実施した。		
		評価理由	男性に子育てすることの楽しさを伝え、子育て参画への意識啓発を行った。また、同じ境遇の参加者同士で、意見交換できる機会を提供することができた。		
		④次年度計画	全3回講座実施予定		

出産・子育て応援事業

49	出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」				
めざす効果		オ	生涯を通じた健康支援		
内容		妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行い、関係機関と連携して必要な支援を行います。			
所管課		健康推進課（保健センター）			
①事業計画		妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行う。支援が必要な妊婦には支援プランを作成する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	全ての妊婦に面接を行い、妊婦とその家族が安心して出産・育児に臨めるようにする。	数値目標	2,500人（すみだ健康づくり総合計画の令和7年度目標値）
③ 評価	A	②実施状況	・面接者数（妊娠届出者全員が対象） ※R6.11.5 新保健施設開設までは3か所で集計 旧保健計画課（区役所5階） 635人 （うち支援プラン作成 84人） 旧向島保健センター 387人 （うち支援プラン作成102人） 旧本所保健センター 378人 （うち支援プラン作成 54人） すみだ保健子育て総合センター 1,193人 （うち支援プラン作成257人） 合計 2,593人 （うち支援プラン作成497人） ※妊娠届出者のうち、面接未実施者には勧奨を実施 ・育児パッケージ配布数 2,618個 （面接実施者全員に配布。面接者数より上回るのは、多胎児がいるため。）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	予約制の導入と土曜日のモデル実施により、面接時にパートナーの同席しやすい環境づくりを行った。		
		評価理由	妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行い、支援が必要な妊婦には支援プランを作成し支援を行うことができた。		
		④次年度計画	妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行う。支援が必要な妊婦には支援プランを作成する。		

50	学童クラブ事業の実施				
めざす効果		キ	性別等にかかわらない仕事と生活の調和		
内容		保護者が就労等により昼間適切な保護及び育成をすることができない児童を対象に、放課後等における遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。			
所管課		子育て政策課			
①事業計画		保護者が就労等により昼間適切な保護及び育成をすることができない児童を対象に、放課後等における遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。また、待機児童解消に寄与している私立学童クラブに対し、運営経費の一部を補助する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	児童に放課後等における遊びや生活の場を設けることで、健全な育成を図る。	数値目標	待機児童数 0名
③ 評価	A	②実施状況	・公立学童クラブ66クラブ（うち1施設は令和6年7月開設） ・私立学童クラブ 9クラブ 運営経費補助 7クラブ		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	性別にかかわらず、保護者の就労等の状況から学童保育の必要性を審査し、その児童に遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。		
		評価理由	待機児童が発生していることから、学童クラブを新規開設した。引き続き学童クラブのサービス拡充に努める。		
④次年度計画		保護者が就労等により昼間適切な保護及び育成をすることができない児童を対象に、放課後等における遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。また、待機児童解消に寄与している私立学童クラブに対し、運営経費の一部を補助する。			

51	一時的に子どもを預かる子育て支援事業				
めざす効果		キ	性別等にかかわらない仕事と生活の調和		
内容		保護者が、病気や出産等で子どもの世話ができない時や育児が一時的に困難な家庭の子どもを預かり、子育てを支援します。			
所管課		子育て支援総合センター			
①事業計画		緊急一時保育事業・ショートステイ事業を継続して実施し、子育て支援を図ります。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	保護者の病気、出産等による緊急的な保育等の実施など、誰でも必要な時に利用できるような環境を整えていく。	数値目標	延べ日数： 2,500日（緊急一時保育事業） 60日（ショートステイ事業）
③ 評価	A	②実施状況	緊急一時保育事業 人数 93人 延べ日数 1,296日 ショートステイ事業 件数 102件 延べ日数 293日（うち協力家庭 79件 224日間）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	ホームページ、チラシ、申請書等の文章やイラストを性別にとらわれない表現とした。		
		評価理由	ショートステイ事業については、件数日数ともに増加している。育児が一時的に困難な家庭の子育て支援を図るとともに、子育て支援体制の充実に取り組むことができた。		
④次年度計画		緊急一時保育事業・ショートステイ事業を継続して実施することで、子育て支援を図ります。			

基本目標 2 性別等にかかわらず誰もが輝き、 ともに活躍できるまち すみだ

施策の方向 (1) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) を推進します

【女性活躍推進計画】

課題② 誰もが共に担う介護 (介助) への支援

介護 (介助) 者への支援の充実

59	男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施						
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重				
内容		認知症など高齢者の介護について学ぶとともに、介護者同士の情報共有・ネットワークづくりを進め、介護者の負担軽減等を図ります。					
所管課		高齢者福祉課					
①事業計画		認知症家族介護者教室 48回実施/年 男性介護者教室 4回実施/年 認知症普及啓発事業 (一般)64回/年 (専門)24回/年 実施					
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらず介護者の負担軽減等を図る。	数値目標	開催延べ回数 140回		
③ 評価	A	② 実施状況	・総合相談 随時 ・認知症家族介護者教室 (令和5年度) 67回実施/年 延べ543人参加 (71回実施/年 延べ527人参加) 内訳 男性158人 女性385人 (内訳 男性177人 女性350人) ・男性介護者教室 (令和5年度) 4回実施/年 延べ34人参加 (4回/年 延べ34人参加) 内訳 男性34人 女性0人 (内訳 男性34人 女性0人) ・認知症普及啓発事業(一般) (令和5年度) 59回実施/年 延べ1245人参加 (65回実施/年 延べ1220人参加) 内訳 男性420人 女性825人 (内訳 男性430人 女性790人) ・認知症普及啓発事業(専門) (令和5年度) 18回実施/年 延べ251人参加 (14回実施/年 延べ171人参加) 内訳 男性54人 女性197人 (内訳 男性58人 女性113人)				
		男女共同参画の視点で工夫したこと	高齢男性の方の中には、現役時代に介護者を担ったり啓発事業への参加機会に恵まれなかった方も少なくない。そういった方々も含めて性差なく参加ができるよう周知をしている。				
		評価理由	認知症家族介護教室、普及啓発事業について、概ね予定した事業内容、実施回数を達成した。参加者はいずれも増加した。				
④次年度計画		認知症家族介護者教室 48回実施/年 男性介護者教室 4回実施/年 認知症普及啓発事業 (一般)64回/年 (専門)24回/年 実施					

60	緊急一時介護・保護事業の実施				
めざす効果		キ	性別等にかかわらない仕事と生活の調和		
内容		心身障害者（児）緊急一時介護、障害者緊急保護等の事業を実施します。			
所管課		障害者福祉課			
①事業計画		介護者が一時的に被介護者を介護することが困難となった場合、介護委託費用の助成、病院での被介護者の保護等を行います。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	介護者の仕事や育児、介護の両立を図り、WLBの推進を目指す。	数値目標	・介護費助成55日 ・引き続き区HPや障害者福祉の手引きで周知する。
③ 評価	A	②実施状況	・支援施設緊急利用事業 利用者数 13人 述べ利用日数 133日 ・緊急一時介護・保護事業 病院保護：0件 介護費助成：述べ25日 この事業については、区HP及び障害者福祉の手引き「フレーフレーマイペース」で周知している。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	冠婚葬祭や病気・休養など様々な事情により、一時的に介護することが困難となった場合に利用できる制度としている。		
		評価理由	実績の多い少ないにかかわらず、この制度を利用することで、心身障害者（児）を介護する者が、その人らしく生活するための一助となっていることからWLBの推進という面で評価できる。		
		④次年度計画	介護者が一時的に被介護者を介護することが困難となった場合、介護委託費用の助成、病院での被介護者の保護等を行います。		

62	高齢者の総合相談窓口業務の実施				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		区内8か所にある高齢者支援総合センターで、介護者の相談に対応します。			
所管課		高齢者福祉課			
①事業計画		地域の高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	相談による助言・援助を行うことで、性別にかかわらずその人らしい生活を継続していくことができるようにする。	数値目標	高齢者支援総合センター8か所それぞれで相談に対応する。
③ 評価	A	②実施状況	6年度 一般相談新規 6,757件 一般相談継続 15,221件		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・性別にかかわらず利用しやすいよう工夫した。 ・パンフレット等の文章やイラストを性別にとらわれない表現とするようにした。 ・性別にかかわらず、事業の対象となる方にサービスが及んだ。		
		評価理由	相談件数は昨年度より減少したが、性別等に関わらず、本人にとって適切な機関やサービスへとつなげるよう助言・援助を行った。		
④次年度計画		引き続き、高齢者等へ助言・援助を行う。			

基本目標 2 性別等にかかわらず誰もが輝き、 ともに活躍できるまち すみだ

施策の方向 (1) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) を推進します

【女性活躍推進計画】

課題③ ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

66	ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施					
めざす効果		キ	性別等にかかわらない仕事と生活の調和			
内容		ワーク・ライフ・バランスの意義や方法を紹介し意識啓発を図ります。				
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所				
①事業計画		セミナーを実施し、区民や事業者にワーク・ライフ・バランスの具体的な取組方法等を紹介する。				
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	ワーク・ライフ・バランスの具体的な取組方法等を紹介し、性別にかかわらず働きやすい社会に向けた意識啓発を図る。	数値目標	年3回セミナーを開催する。 (事業者向け2回、労働者向け1回)	
③ 評価	A	② 実施状況	○ワーク・ライフ・バランスセミナー（男女雇用平等セミナー）を、東京都労働相談情報センターとの共催で開催した。 ・企業に求められる 性の多様性への理解とハラスメント対応 ～誰もが安心して働ける職場をつくる～ 開催日：令和6年6月14日（金）・21日（金） 講師：弁護士 今津 幸子 氏 概要：14日：性の多様性への理解と企業が注意すべき点 21日：ハラスメント（カスハラ含む）から社員を守るための対応策 主な対象者：経営者、人事労務担当者等 参加者数：77人 ・～働き続けるあなたへ～ 女性のヘルスリテラシーを高め、いきいきと働くために 開催日：令和6年9月11日（水）・18日（水） 講師：株式会社リンケージFEMCEL事業責任者/ 特定非営利活動法人日本医療政策機構フェロー 今村 優子 氏 概要：11日：ヘルスリテラシーの向上のために必要な基礎知識 18日：ヘルスリテラシーを高め、働き続けるためのコツ 参加者数：11日32名、18日37名 ○事業者向けワーク・ライフ・バランスセミナーを、区で開催した。 ・いまさら聞けない？今からでも間に合います！ ～労働契約の考え方と労働法改正の きも～ 開催日：令和7年2月13日（木） 主な対象者：経営者、管理職、人事労務担当者 概要：これからの雇用（労働）契約の考え方、最近の労働法の改正内容 など 講師：特定社会保険労務士 小川 美玲 氏 参加者：16名			
			男女共同参画の視点で工夫したこと	・事業の企画、立案、実施等にあたり、女性のみ男性のみの視点だけではなく、男女共同参画の視点も取り入れた。 ・性別にかかわらず参加又は利用しやすいよう工夫した。 ・性別にかかわらず、人権が尊重されるような工夫をした。		
			評価理由	予定した全てのセミナーが実施できた。それぞれのセミナーにおいて、時事を捉え、今日的なテーマに取り組むことができた。区主催セミナーで、アンケート提出者のうち、「大変参考になった」「やや参考になった」の回答が100%であった。		
		④次年度計画		セミナーを実施し、区民や事業者にワーク・ライフ・バランスの具体的な取組方法等を紹介する。		

68	女性活躍推進や働き方改革を実現するためのアドバイザーの派遣				
めざす効果		キ	性別等にかかわらず仕事と生活の調和		
内容		常時雇用する労働者が100人以下の区内中小企業等に対し、アドバイザーを派遣することで、女性活躍推進、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所			
①事業計画		区内の中小企業等（常時雇用する従業員が100人以下）に対し、女性活躍推進、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、アドバイザーとして社会保険労務士を派遣する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	事業者へアドバイザーを派遣することで中小企業に勤める方の仕事と生活の両立について支援し、女性活躍推進等を図る。	数値目標	・1回2時間まで最大3回まで／1社あたり4社にアドバイザーを派遣する。 ・区報に2回以上掲載する。
③ 評価	B	②実施状況	・1社3回派遣した。 ・区内施設等へのチラシ配布、区公式YouTube、ホームページ、区報（4月、8月）、経営支援課発行メールニュース、介護保険事業者向けケア倶楽部への掲載、ウィークリーすみだテロップ掲載（9月）での事業紹介		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・パンフレット、チラシ、申請書等の文章やイラストを性別にとらわれない表現とするようにした。 ・ジェンダー統計（男女の置かれている状況を客観的に把握する）の観点からの男女別データがある。		
		評価理由	昨年度に引き続き、YouTubeでのPRを行った。新たに介護事業者向けにPRを行い、昨年度まで依頼していた区内信用組合に加え、別の区内信用組合にチラシ配布を依頼した。しかし、1団体しか申請がなかった。		
④次年度計画		区内の中小企業等（常時雇用する従業員が100人以下）に対しアドバイザーとして社会保険労務士を4社に派遣する。チラシやPR方法について、シティプロモーションのサポートを受けるとともに、現在連携している他課にさらに連携を深めるための相談を行う。 それらを実施し、より多くの区内中小企業等に事業を周知し、アドバイザーを目標数派遣する。			

基本目標 2 性別等にかかわらず誰もが輝き、 ともに活躍できるまち すみだ

施策の方向（2） 性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう支援します

【女性活躍推進計画】

課題① 働く場での女性の活躍推進

管理・監督者への女性登用促進

71	女性職員へ管理職選考等の受験促進				
めざす効果	イ	性別等にかかわらず個性・能力に応じた選択			
	カ	あらゆる分野における男女共同参画の推進			
内容		管理職である女性職員の割合が、目標の22%程度となるよう女性職員に管理職選考等を受験するよう促します。			
所管課		職員課			
①事業計画		「女性の就業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性だけでなく誰もが働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏まえたキャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇任試験の受験勧奨を行う。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	職員一人一人が性別にかかわらず能力を十分に発揮し、長期的に活躍できる視点を育む。	数値目標 年間一回以上	
③ 評価	A	②実施状況	女性の管理・監督職の割合や男性職員の育休取得率についての数値目標を掲げた「墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づき、経験年数等の節目においてキャリアアップを促進する研修を実施した。 (目標値) 管理職における女性職員の占める割合22%程度 男性職員の育児休業取得率30%程度 (参考) 管理職における女性職員の占める割合 約14.3%(令和6年度)		
			女性職員だけでなく、男性職員も含め、職員向けにキャリアアップを進めるための研修等を実施するとともに、所属長を通じて昇任試験の受験勧奨を行った。 ・キャリアアップ研修（3回、102人）（令和6年度） ・昇任選考 管理職受験者25人（うち女性5人）（令和6年度） ※平成30年度の行政系人事制度の改正により、総括係長職昇任及び係長職昇任については「選考」から「能力実証」に変更になった。 ※令和3年度に改訂した「職員育成基本方針」に基づき、管理監督者の立場で活躍する女性職員の育成やワーク・ライフ・バランスを意識した職場づくりについて取り組んでいる。		
			男女共同参画の視点で工夫したこと		
		昇任選考前に事前説明会を行い、職員に対し広く周知を図った。			
		評価理由	管理職における女性職員の占める割合が増加した。		
④次年度計画		「女性の就業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性だけでなく誰もが働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏まえたキャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇任試験の受験勧奨を行う。			

72	キャリアアップ研修の実施				
めざす効果	イ	性別等にかかわらず個性・能力に応じた選択			
	カ	あらゆる分野における男女共同参画の推進			
内容	キャリア形成や昇任へのチャレンジ意欲の喚起のため、キャリアアップ研修を実施します。				
所管課	職員課				
①事業計画	性別やライフステージにかかわらず、全ての職員が主体的にキャリアを考え、活躍できる職場づくりを推進する。				
男女共同参画の視点に基づいた目標	概要	職員一人一人が性別にかかわらず能力を十分に発揮し、長期的に活躍できる視点を育む。	数値目標	年間一回以上	
③ 評価	A	②実施状況	・キャリアアップ研修（3回、102人）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	多様な立場の職員が参加しやすいような内容および進行を意識した。誰もが発言しやすい雰囲気づくりを重視した。		
		評価理由	性別にかかわらず幅広い層の職員が参加しており、結果的には多様な意見交換が行われた点は、男女共同参画の観点からも意義のある取組になったと考えられる。		
④次年度計画	年間一回以上実施予定				

仕事と家庭の両立に資する保育の実施

74	保育サービス相談（保育コンシェルジュ）事業の実施				
めざす効果		キ	性別等にかかわらない仕事と生活の調和		
内容		保育コンシェルジュ事業を実施し、それぞれの家庭に適した保育サービスを案内します。			
所管課		子育て支援課			
①事業計画		相談室「おひさまルーム」又はオンラインでの個別相談を実施する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	多様化している家庭に関する相談に的確に対応し、相談内容に応じたサービスを案内する。	数値目標	満足度（「満足」と「やや満足」をあわせた数値）：80%
③ 評価	A	②実施状況	・保育サービス相談件数：1,762件（前年度1,696件） ・説明会「保活への第一歩」開催回数：休止中		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	相談者の性別、年齢などを含む個人情報に留意し、相談に応じた。		
		評価理由	子育て家庭や妊婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談や情報提供、助言等必要な支援を行った。なお、説明会「保活への第一歩」は、開催数が減少していたため令和4年度途中から休止し、代替策としてオンライン相談等、個別の保育サービス相談を充実させることにより事業を実施した。		
		④次年度計画	相談室「おひさまルーム」又はオンラインでの個別相談を実施する。		

77*		待機児童解消対策の推進			
めざす効果		キ	性別等にかかわらない仕事と生活の調和		
内容		認可保育所、小規模保育事業所の整備を推進し、待機児童の解消を図ります。			
所管課		子育て政策課			
①事業計画		認可保育所1園の移転整備、認証保育所1園の認可化を行う。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	待機児童の地域別、年齢別分布状況、区民ニーズ等を踏まえ、需要量に応じた認可保育所等の整備をすることにより、仕事と家庭の両立に資する保育を実施する。	数値目標	保育定員の増加数 73人
③ 評価	A	②実施状況	・認可保育所1園の移転整備 令和7年4月1日開園 定員29人→72人 ・認証保育所1園の認可化 令和7年4月1日開園 定員30人		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	仕事と家庭の両立に資する保育の実施のため、認可保育所を整備した。		
		評価理由	計画どおり認可保育所の整備を実施した。		
④次年度計画		待機児童の地域別、年齢別分布状況、区民ニーズ等を踏まえ、需要量に応じた認可保育所等の整備を検討する。			

基本目標 2 性別等にかかわらず誰もが輝き、 ともに活躍できるまち すみだ

施策の方向（2） 性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう支援します

【女性活躍推進計画】

課題② 就業における男女共同参画の推進

労働に関する情報提供等

84	就労に関する意識啓発				
めざす効果		イ	性別等にかかわらない個性・能力に応じた選択		
内容		男女共同参画の視点から、就労に関する啓発のための情報発信や講座等を実施します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）			
①事業計画		セミナーを年1回実施し、区民等に心身を健康に保ちながら多様な能力の発揮を可能にする働き方を支援する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらない能力発揮のスキルを身に付ける。	数値目標	参加者18名（前回参加者数）以上を目指す。
③ 評価	A	② 実施状況	働く人対象講座を実施 開催日：令和7年2月1日（日） 講師：キャリアコンサルタント 水野 順子 講座内容：仕事内容が多様化している現代において、心の健康が損なってしまう前にストレスの軽減方法を学び、自分のメンタルヘルスを正常に保つ働き方を支援した。 参加者数：9名		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	性別にかかわらず参加しやすいよう工夫した。		
		評価理由	予定していたセミナーが実施できた。内容については時事を捉え、今日的なテーマに取り組むことができた。 アンケート提出者のうち、「大変満足」「まあまあ満足」の回答が88%であった。		
④次年度計画		働く人対象講座を実施令和8年2月に実施予定			

就職に関するカウンセリングや相談

86	就職相談コーナー事業の実施「就職・仕事カウンセリングルーム」				
めざす効果		イ	性別等にかかわらない個性・能力に応じた選択		
内容		39歳以下の求職者やその親族、子育て世代等の女性を対象に、専門のキャリアカウンセラーが就職活動の進め方から仕事選び、適性診断等についてのアドバイスや就職後の相談に応じます。			
所管課		経営支援課			
①事業計画		・就職・キャリア相談：毎週月～金曜日 13：00～17：00 水曜日のみ 15：00～19：00 ・臨床相談：毎月第2土曜日 13：00～17：00			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	求職者にカウンセリングを実施し、就職へ結びつける。	数値目標	就職者数 35人（うち、女性21人）
③ 評価	S	② 実施状況	就職・キャリア相談：毎週月～金曜日 13：00～17：00 水曜日のみ 15：00～19：00 臨床相談：毎月第2土曜日13：00～17：00 利用者数 78人（うち、女性49人） 就職者数 35人（うち、女性21人）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	性別にかかわらず、事業の対象となる方にサービスが及んだ。		
		評価理由	就職活動に困難を抱える求職者にカウンセリングを実施し、就職へ結びつけることができた。		
		④次年度計画			
		・就職・キャリア相談：毎週月～金曜日 13：00～17：00 水曜日のみ 15：00～19：00 ・臨床相談：毎月第2土曜日 13：00～17：00			

基本目標 2 性別等にかかわらず誰もが輝き、 ともに活躍できるまち すみだ

施策の方向（3） 意思決定過程への女性の参画を進めます

【女性活躍推進計画】

課題① 意思決定過程への女性の参画促進

審議会等における女性委員の比率向上

87	審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大				
めざす効果		カ	あらゆる分野における男女共同参画の推進		
内容		区の審議会等の委員に女性を積極的に登用すること及び公募制の拡大を関係各課に働きかけ、女性のいない審議会をなくすように努めます。審議会等の委員の割合を、男女ともに2028（令和10）年度までに40%以上にすることを目指します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所			
①事業計画		・女性・男性委員の割合が令和10年度までにともに40%以上になることをめざし、積極的な女性の登用を働きかける。 ・女性委員の任用等を含む審議会等委員の公募制の導入について、関係各課に働きかけ、委員の女性比率の向上を図る。 ・審議会等の女性委員の割合調査で、女性の割合が10%未満の審議会に対し、その理由も調査する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	審議会等の女性委員の割合を向上することで、男女共同参画の視点を反映し、性別等にかかわらず活躍できる社会を目指す。	数値目標	令和10年度までに審議会等の委員の割合が男女ともに40%以上。少なくとも昨年度の女性委員任用状況の29.8%を下回らない。
③ 評価	S	② 実施状況	・令和6年4月1日現在の各種審議会・委員会への女性委員任用状況は32.5%（前年度比+2.7ポイント） ・東京都の算定方法を参考にし、充て職のみで構成される審議会等を除外した。 ・各審議会への女性委員の任用について、各課に基準日（4月1日）の状況を報告し、積極的登用を呼びかけた。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・ジェンダー統計（男女の置かれている状況を客観的に把握する）の観点からの男女別データがある。 ・事業を実施する者が、男女共同参画の視点を推進した。		
		評価理由	女性委員の任用増をめざし、附属機関委員等の選出選考時期に、当年度の数値を示しての依頼を各課にすることができた。前年度よりも女性委員の任用割合が4年連続して増加し、5次プランの目標の30%に到達した。今後は新6次プランの目標である「令和10年度までに男女ともに40%以上」を目指す。		
④次年度計画		・女性・男性委員の割合が令和10年度までにともに40%以上になることをめざし、積極的な女性の登用を働きかける。 ・女性委員の任用等を含む審議会等委員の公募制の導入について、関係各課に働きかけ、委員の女性比率の向上を図る。 ・審議会等の女性委員の割合調査で、女性の割合が10%未満の審議会に対し、その理由も調査し、できる限り女性比率を高めるよう働きかける。			

基本目標 3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が 健やかに過ごせるまち すみだ

施策の方向（１） あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます

【DV防止基本計画】

課題① 配偶者等からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援

配偶者等からの暴力（DV）の予防・早期発見

90	パープルリボンプロジェクトの取組				
めざす効果		エ	あらゆる暴力の防止		
内容		配偶者等からの暴力（DV）が重大な人権侵害であること、またその防止についての講座等を実施します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）			
①事業計画		出前講座「デートDV予防啓発講座」を区立中学校4校で実施する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	意識啓発及び情報の周知強化	数値目標	DV予防啓発講座を区立中学校3校以上で実施
③ 評 価	S	② 実施 状況	・DV予防啓発講座 区内在住在勤在学の女性を対象にDV予防啓発講座として護身術講座、デートDV予防啓発講座として、区立中学校4校で出前講座を実施した。 ・「すみなかパープルリボンプロジェクト」の実施 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、館内に紫色の装飾を施すとともに、情報資料コーナーにおいて特集コーナーを設ける等、運動についてのPRを実施した。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	あらゆる暴力を防止することが期待できる事業内容とした。		
		評価理由	出前講座「デートDV予防啓発講座」では、若い世代にDVに関する知識を持ってもらうことができ、また、相談窓口を含む、男女共同参画推進拠点施設としてのセンターの存在と役割や、「女性に対する暴力をなくす運動」について周知することができた。		
④次年度計画		出前講座「デートDV予防啓発講座」を区立中学校4校で実施する。			

91	DV予防啓発、相談事業の実施				
めざす効果		エ	あらゆる暴力の防止		
内容		夫婦関係、暴力に関する悩みや女性が抱える様々な悩みを解決するため、専門の相談窓口を設け、問題解決のサポート体制を充実します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）			
①事業計画		機会をとらえて、さらに当該相談事業の周知を行う。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	意識啓発や情報の周知に加え、被害者支援に関する強化	数値目標	月・火・水・金曜日・第2、第4土曜日 10:00～16:00 第1、第3木曜日 15時～20時
③ 評価	A	②実施状況	【女性のためのカウンセリング&DV相談】 相談件数973件（うちDV相談88件） 延べ519人 ・相談対応日数を前年度同様に維持し、実施した。 ・相談は無料で実施しており、必要に応じて関係各機関とも連携し、問題解決へのサポートを行った。 ・区ホームページにおいて、相談窓口の紹介を行った。 ・情報誌「すみなか」において、相談窓口の紹介を行った。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	あらゆる暴力を防止することが期待できる事業内容としている。		
		評価理由	相談内容の深刻化が一部みられたが、相談者が自力で問題解決し、自立へ向かうきっかけとして機能した。		
④次年度計画		機会をとらえて、さらに当該相談事業の周知を行う。 月1回、男性の悩み相談を開始予定			

被害者支援

94	DVに関する相談、支援				
めざす効果		エ	あらゆる暴力の防止		
内容		配偶者等からの暴力（DV）などの様々な問題や被害に対応するため、相談・支援体制を充実します。			
所管課		生活福祉課			
①事業計画		・女性相談の充実を図る。 ・DVに関する緊急的な相談保護にとどまらず、様々な問題に対して支援をできる体制を作っていく。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	支援対象者を保護し、適切な支援を行う。	数値目標	相談数等が増加することは必ずしも望ましい状態ではないため目標値は設定しない
③ 評価	A	②実施状況	【相談支援】 ・女性相談員によるDVケース等への助言及び直接支援を実施。関係機関と連携し、自立支援も含めた長期的な支援をしている。 ・DV被害者等に関する同行支援を委託 【実績】 ①DV相談件数：延べ109件[女性相談90件（ストーカー行為等除く）＋母子相談9件（ストーカー行為等除く）＋家庭相談10件] ②同行支援：81件（うち委託件数4件） ③証明書の発行：相談・支援証明12通、支援措置証明21通、給付金関係証明等3通		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・性別にかかわらず、人権が尊重されるような工夫をした。 ・あらゆる暴力を防止することが期待できる事業内容とした。		
		評価理由	関係機関と協力しながら、支援を行い、対象者の自立を図ることができた。		
④次年度計画		様々な困難を抱える女性に対し、DVに関する緊急的な相談保護にとどまらず、その抱える問題に対して支援できる体制を作っていく。			

95	関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実				
めざす効果		エ	あらゆる暴力の防止		
内容		配偶者等からの暴力（DV）が子どもへの虐待となることから、子どもの福祉面からの支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。			
所管課		生活福祉課			
①事業計画		関係機関との円滑な連携を図る。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	関係機関と連携し、支援対象者の保護・支援を行う。	数値目標	相談数等が増加することは必ずしも望ましい状態ではないため目標値は設定しない
③ 評価	A	②実施状況	・関係各課（子育て支援総合センター・保健センター等）、施設（母子生活支援施設・保育園等）、学校等の関係者との会議（要保護児童対策協議会4回、ケース検討会9回） ・必要に応じて同行支援等を行い、庁舎内外（警察機関等）におけるDV支援担当等の関係者との連携を深め、子の福祉の面から支援の充実を図った。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・性別にかかわらず、人権が尊重されるような工夫をした。 ・あらゆる暴力を防止することが期待できる事業内容とした。		
		評価理由	関係者会議等を随時実施（参加）し、連携の強化に努めた。		
④次年度計画		関係機関との円滑な連携を図る。			

関係機関との連携及び体制の強化

98	配偶者暴力相談支援センターの機能整備				
めざす効果		エ	あらゆる暴力の防止		
内容		DV被害者支援のため、既存の機能や連携体制を生かし、配偶者暴力相談支援センターの機能を整備します。			
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所			
①事業計画		配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向け、関係機関と調整を行う。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	DV被害者の支援を行うために配偶者暴力相談支援センターの機能を整備する。	数値目標	・6月に1回DV防止連絡会を開催する。
③ 評価	A	②実施状況	・DV防止連絡会開催（6月10日）12課16名 ・関係機関との調整、検討会の開催 ・配偶者暴力被害者支援のための「出前講座」受講 ・配偶者暴力に関する相談件数調査（東京都）取りまとめ ・東京都における配偶者暴力相談支援センター連携会議参加 ・他区センター視察		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・あらゆる暴力を防止することが期待できる事業内容とした。		
		評価理由	機能整備に向け、方向性を確認した。		
		④次年度計画		配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向け、引き続き調整を行う。	
所管課		生活福祉課			
①事業計画		配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向け、関係機関と調整を行う。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	DV被害者の支援を行うために配偶者暴力相談支援センターの機能を整備する。	数値目標	関係機関と機能整備に向けた検討会を複数回開催する。
③ 評価	A	②実施状況	・関係機関との検討会の実施 ・機能整備に向けた研修として「出前講座」を受講 ・配偶者暴力相談支援センター連携会議への参加		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	あらゆる暴力を防止することが期待できる事業内容とした。		
		評価理由	機能整備に向けて関係機関と調整し、検討を行った。		
		④次年度計画		機能整備に向けて検討を重ねていく	

基本目標 3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が 健やかに過ごせるまち すみだ

施策の方向（１） あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます

【DV防止基本計画】

課題② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発

101	区公式ホームページや啓発紙による情報発信					
めざす効果		エ	あらゆる暴力の防止			
内容		暴力（DV、デートDV含む）、ハラスメント、ストーカー行為、性被害等の防止のため、区公式ホームページへの掲載や啓発紙の発行を通じて啓発するとともに、被害等に関する相談先の情報を提供します。				
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所				
①事業計画		・DV相談先一覧カード等を配布し、周知に努める。 ・ホームページ、SNS等に掲載する。DV防止週間には、特集の啓発記事を掲載する。				
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	相談先の周知をすることで、DV防止や被害の軽減に努める。	数値目標	・区報に年2回以上掲載 ・区内施設38か所にDV相談先一覧カードを配布 ・はたちのつどい参加者（1,450枚）、中学3年生（1,300枚）へデートDV防止啓発カードを男女共同参画啓発冊子とともに配布	
③評価	A	②実施状況	・区報や区公式ホームページに、「若年層の女性を取り巻く暴力や犯罪」、「女性に対する暴力をなくす運動」に関するテーマの記事を掲載した。（4月、11月） ・区報でDV相談先一覧を掲載した。（5月、8月、3月） ・ウィークリーすみだでDV相談についてテロップ掲載した。（3月） ・医師会、歯科医師会、薬剤師会に、DV相談先一覧カードの区内医院、歯科医院、薬局内等での配置を依頼した。 ・「はたちのつどい」参加者と区内公立中学校の3年生に、男女共同参画啓発冊子とデートDV防止啓発カードを配布した。 ・民生委員・児童委員協議会地区会でDV相談先一覧カードを配布した。			
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・あらゆる暴力を防止することが期待できる事業内容とした。			
		評価理由	・各週間に合わせ、区報や区公式HPに特集ページを掲載した。大型連休等に合わせ、区公式X（旧ツイッター）・フェイスブック・LINEから情報発信を行った。 ・DV相談先一覧カードを区内施設38か所に配布した。			
④次年度計画		・DV相談先一覧カードをステッカーに変更して配布し、周知に努める。 ・歯科医師会に区内歯科医院へのDV防止啓発ステッカーの配置を依頼する。 ・ホームページ、SNS等に掲載する。DV防止週間には、特集の啓発記事を掲載する。				

職員、教職員への啓発と研修の実施

104	教職員向けハラスメント防止の研修会の実施				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		校長・副校長・初任者研修会等において、セクシュアル・ハラスメント防止の研修会を実施します。			
所管課		指導室			
①事業計画		各種研修会等やサポート訪問として学校を訪問した際にサービス事故防止についての研修を実施し、働きやすい職場づくりについての啓発を図るとともに、ハラスメントの影響についての理解を深め、対策の推進に努める。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別等にかかわらず、人権が尊重される。	数値目標	毎年、実施する。
③ 評価	A	②実施状況	各種研修会等でサービス事故防止に関する研修を実施し、サービス事故を起こした際の影響について知り、サービス事故防止の啓発を図るとともに、理解を深め、対策の推進に努めた。 校（園）長38人、副校（園）長37人、新任主幹教諭6人、初任者65人		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。 ・ 性別等にかかわらず、おのおのの人権が尊重される工夫をした。。		
		評価理由	各種研修会等でサービス事故防止に関する研修を実施し、サービス事故防止の啓発を図るとともに、理解を深めることができた。		
④次年度計画		各種研修会等やサポート訪問として学校を訪問した際にサービス事故防止についての研修を実施し、働きやすい職場づくりについての啓発を図るとともに、ハラスメントの影響についての理解を深め、対策の推進に努める。			

ハラスメント対策、相談窓口の充実

106	ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの苦情相談窓口・苦情処理委員会を庁内に設置し、相談体制を充実します。			
所管課		職員課			
①事業計画		ハラスメントについての相談や苦情を受ける担当窓口を設け、ハラスメントを受けた人のほか、発生を見聞した人からの相談等も受け付ける。事実関係等の調査や、必要に応じて当事者以外の関係者に対して聴き取り等を行い、適切な解決を図る。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	相談員の中には女性もいることを周知し、女性職員も躊躇なく相談できる体制があることを知ってもらう。	数値目標	職員アンケートにおいて、ハラスメント相談対応窓口の存在を知っている職員割合を100%に近づける。
③ 評価	A	②実施状況	ハラスメント相談件数 令和6年度 2件		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	相談者が女性の場合、原則女性相談員を加えて対応した。		
		評価理由	相談窓口を周知することで、令和5年度より相談件数が増加した。		
④次年度計画		ハラスメント相談員の対応能力向上のため、研修等を実施する。 職員が相談しやすい体制をさらに整備するため、外部専門家等を活用する。			

107	子育て相談の実施				
めざす効果		キ	性別等にかかわらない仕事と生活の調和		
内容		子どもと家庭に関する様々な相談を子ども自身や保護者から受け、内容に応じてコーディネートを行い相談・支援を行います。			
所管課		子育て支援総合センター			
①事業計画		子育てに関する相談を引き続き実施します。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	多様化している子どもと家庭に関する相談に的確に対応し、相談内容に応じた支援を行う。	数値目標	総合相談件数：20,000件
③ 評価	A	② 実施状況	子育て相談：223件（電話相談：150件　来所相談：23件、メール相談：50件） 子育て情報提供：394件（電話：141件、来所：253件） 虐待関係相談：27,866件（電話5,153件、来所938件、訪問3,578件、住基確認による調査211件、他機関との連絡調整17,986件）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	相談者の性別、年齢などを含む個人情報に留意し、相談に応じた。		
		評価理由	子育てに関する相談の中で、必要に応じて他機関と連携しつつ支援等を行った。		
④次年度計画		子育てに関する相談を引き続き実施します。			

基本目標 3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が 健やかに過ごせるまち すみだ

施策の方向（2） 心と身体を尊重する社会づくりを進めます

課題① 生涯を通じた健康支援

健康づくりの知識の普及・啓発

113	区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信				
めざす効果		オ	生涯を通じた健康支援		
内容		区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、「区のお知らせ」、区公式ホームページ、区政情報番組等を通じて情報を発信し、区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。			
所管課		健康推進課（保健センター）			
①事業計画		子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ予防講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等を「区のお知らせ」、区公式ホームページ、区公式LINE等のSNS、チラシ等を通じて情報を発信する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	生活習慣病の予防、健康増進等に関する知識を普及させ、健康の保持・増進を図る。	数値目標	講演会の区報利用率100%
③ 評価	A	② 実施状況	*すべての講演会は区報、ホームページ、チラシにて周知 ・子育て講演会（本所）8月1日号 ・子育て講演会（向島）12月21日号 ・健康セミナー（本所）6月11日号 ・健康セミナー（向島）7月1日号、2月11日号 ・依存症講演会 5月1日号 ・思春期講演会 12月11日号 ・家族会（本所）偶数月の11日号 （向島）奇数月の11日号 （すみだ保健子育て総合センター） 毎月11日号 ・うつ予防講演会 8月1日号、2月1日号 ・家族のための連続講座 6月1日号 ・食生活講習会 9月1日号、9月11日号、11月21日号 *区報により、以下の情報を発信 ・がん検診や健康診査等、健康づくりに関する情報を掲載（毎月1日号） ・区が実施する健康診査の案内を掲載（5月11日号、7月1日号） ・受動喫煙に関する記事を掲載（5月21日号） ・熱中症に関する記事を掲載（6月1日号、11日号） ・がん対策事業の周知（9月1日号）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	男女問わず区民全体に周知を行うため「区のお知らせ」や区公式ホームページ、区公式LINE等を積極的に活用した。		
		評価理由	各種講演会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発等、効果的な周知を図ることができた。		
④次年度計画		子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ予防講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等を「区のお知らせ」、区公式ホームページ、区公式LINE等のSNS、チラシ等を通じて情報を発信する。			

114	健康づくりのための講習会の実施				
めざす効果		オ	生涯を通じた健康支援		
内容		区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、各種講習会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。			
所管課		健康推進課（保健センター）			
①事業計画		子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ予防講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等の実施			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	生活習慣病の予防、健康増進等に関する知識を普及させ、健康の保持・増進を図る。	数値目標	講習会等の実施回数年間24回以上
③ 評価	A	②実施状況	・子育て講演会 2回71人 （本所1回 40人、すみだ保健子育て総合センター1回31人） ・健康セミナー 3回72人 ・子育て講演会2回71人（本所1回 31人、向島1回40人） ・思春期講演会（本所）1回 100人オンデマンド配信で実施 ・依存症講演会（向島）1回18人 ・家族会12回81人（本所6回40人、向島6回41人） ・うつ予防講演会2回138人 （本所1回42人オンデマンド配信で実施、向島1回96人） ・家族のための連続講座（向島）2回37人 ・食生活講習会3回25人 ・女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催 ・すみだ花体操普及啓発事業 585回 9,689人		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	子育て世代が参加を促す目的で一部講演会では保育を実施した。		
		評価理由	各種講演会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発等、効果的な知識の普及・啓発を図ることができた。		
④次年度計画		子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ予防講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等の実施			

115	妊産婦の喫煙防止の推進				
めざす効果		オ	生涯を通じた健康支援		
内容		妊娠期及び産後の喫煙を防止するため、親子健康手帳(母子健康手帳)発行時や各母子保健事業で禁煙を働きかけます。			
所管課		健康推進課(保健センター)			
①事業計画		親子健康手帳(母子健康手帳)発行時面接、出産準備クラス、新生児訪問、母子健診において、禁煙の働きかけやリーフレット配布を実施			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	妊産婦の来所する様々な機会に、喫煙、受動喫煙の防止を図る。	数値目標	随時、来所者への意識付けを行う。
③ 評 価	A	② 実施 状況	・親子健康手帳(母子健康手帳)交付2,667人 ・出産準備クラス 71回1,364人 ・新生児訪問 2,033人 ・乳児健康診査(本所) 21回662人(向島) 21回467人(新保健) 15回860人 ・禁煙医療費補助事業の実施:登録60件、助成12件 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	妊産婦と関わる全ての機会でも、重複した情報でも喫煙防止の発信を行い、必要な情報の提供を続けた。		
		評価理由	妊娠期及び産後の喫煙を防止するために、各母子保健事業で禁煙の働きかけをした。		
④次年度計画		親子健康手帳(母子健康手帳)発行時面接、出産準備クラス、新生児訪問、母子健診において、禁煙の働きかけやリーフレット配布を実施			

117	リプロダクティブ・ヘルスの推進				
めざす効果		オ	生涯を通じた健康支援		
内容		妊娠前の男女の健康状態を改善し、将来の母子の健康リスクに影響する行動や環境要因を減らすことで、短期的、長期的に区の母子保健の増進を図ります。			
所管課		健康推進課（保健センター）			
①事業計画		推進協議会の設置・運営。オンライン相談支援事業の実施。普及啓発。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識を身につけ健康管理を促す「プレコンセプションケア」の普及啓発を図る。	数値目標	随時、普及啓発を実施
③ 評価	A	②実施状況	・推進協議会の開催（6月・9月・2月全3回） ・オンライン相談の実施 相談件数 22件 ・普及啓発チラシ作成 ・プレコンセプションケア講座の開催（2月全2回） ・学生座談会の開催		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	女性の視点に偏りがちな妊娠・出産について、常に男性の視点も取り入れた協議会の運営や事業実施になるよう配慮した。		
		評価理由	学生の意見を聴取して普及啓発チラシを作成し、児童・福祉関係職員に対しては助産師が講師となり講座を実施した。		
④次年度計画		推進協議会の設置・運営。オンライン相談支援事業の実施。普及啓発。			

検診実施、受診促進

119	がんの早期発見、女性の受診機会の拡大				
めざす効果		オ	生涯を通じた健康支援		
内容		がんの早期発見のため、女性の受診機会の拡充等、がん検診の充実に努め、区民の生涯を通じた健康づくりを支援します。			
所管課		健康推進課（保健センター）			
①事業計画		・がん検診の実施（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん） ・受診勧奨の実施（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん） ・NPO法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	生涯を通じた健康づくりを支援する。	数値目標	区報等で年12回周知する。
③ 評価	A	② 実施状況	・周知方法：区のお知らせ、診療窓口及び薬局等における周知 ・受診者数 胃がん 4,733人（うち女性2,729人） 受診率12.9%（前年比2.8割増） ＊これまで40歳以上の受診率を算出していたが、令和5年度実績から50歳以上に変更。 大腸がん 18,565人（うち女性11,319人） 受診率21.4%（前年比0.1割増） 肺がん 9,076人（うち女性5,041人） 受診率10.5%（前年比1.0割増） 子宮頸がん 7,540人 受診率20.5%（前年比0.6割増） 乳がん 5,935人 受診率24.2%（前年比0.6割増） 受診率＝受診者数／〔それぞれのがん検診における受診対象者×対象人口率（%）〕 ・がん検診推進事業の実施（大腸・子宮・乳） ・胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診の受診勧奨の実施		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	男女別データがある。		
		評価理由	がん検診受診者全体は増加傾向にあり、受診者における女性の割合は引き続き高い数値を維持しているため、予定通りの効果を発揮した。しかし、男性のがんの死亡率は23区の中で高い状況が続いている。		
④次年度計画		・がん検診の実施（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん） ・受診勧奨の実施（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん） ・NPO法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施			

健康相談の実施

122	心の健康相談の実施				
めざす効果		オ	生涯を通じた健康支援		
内容		思春期・妊娠期・更年期・老年期における女性の精神的な相談を行います。			
所管課		健康推進課（保健センター）			
①事業計画		・ママのリラックスタイム 本所7回 向島7回 新保健5回 ・親と子の相談室 本所21回 向島21回 新保健15回 ・思春期相談 本所14回、すみだ保健子育て総合センター10回 ・依存症相談 向島11回、すみだ保健子育て総合センター7回 ・こころの健康相談 本所7回、向島10回、すみだ保健子育て総合センター10回			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	精神障害者及びその家族に対し、相談事業を行い社会経済活動への参加を支援すると共に、地域住民の心身の健康に関する知識の普及啓発を図る。	数値目標	各事業年間12回以上の実施
③ 評価	A	②実施状況	・ こんにちは赤ちゃん事業 [平成28年度よりEPDS(エジンバラ産後うつ質問票)アンケート実施] 1,903件 ・ 乳児健診EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）アンケート実施者数 （本所）40人 （向島）29人 （すみだ保健子育て総合センター）41人 ・ 親と子の相談室 （本所）20回実施 23人 （向島）21回実施 18人 （すみだ保健子育て総合センター）14回実施 24人 ・ ママのリラックスタイム（出産後の母親の集まり） （本所）7回実施 33人 （向島）7回実施 25人 （すみだ保健子育て総合センター）5回実施 18人 ・ 思春期相談 24回実施 28人 ・ 依存症相談 12回実施 18人 ・ こころの健康相談 （本所）7回実施 6人（向島）10回実施 28人 （すみだ保健子育て総合センター）10回実施 8人		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	女性のライフステージにおける心の健康課題に関する各種相談事業を実施した。		
		評価理由	妊娠期から老年期までの心の健康に関する各種相談事業を実施し支援につなげることができた。		
		④次年度計画	・ ママのリラックスタイム 12回 ・ 親と子の相談室 48回 ・ 思春期相談 24回 ・ 依存症相談 12回 ・ こころの健康相談 24回		

基本目標 3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が
健やかに過ごせるまち すみだ
施策の方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます
課題① 経済的な困難を抱える人への支援

生活支援の充実

125	ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施				
めざす効果		イ	性別等にかかわらず個性・能力に応じた選択		
内容		就労の厳しい状況にあるひとり親家庭の父又は母の能力開発・生活支援のために費用の一部を助成し、就業を効果的に促進します。			
所管課		生活福祉課			
①事業計画		就労に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の父又は母を支援するため、受講費用や生活費の一部を助成し、その生活の安定を支援します。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	資格取得等を支援し、対象者の自立を促進する。	数値目標	給付対象者が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、目標値は設定しない。
③ 評価	A	②実施状況	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 12件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（修了一時金）9件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 11件		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	パンフレット、チラシ、申請書等の文章やイラストを性別にとらわれない表現とするようにした。		
		評価理由	資格取得中の生活費等を支援することで、資格取得による就労状況の改善や生活の安定に寄与することができた。		
④次年度計画		就労に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の父又は母を支援するため、受講費用や生活費の一部を助成し、その生活の安定を支援します。			

126	児童扶養手当・児童育成手当				
めざす効果		キ	性別等にかかわらない仕事と生活の調和		
内容		手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。			
所管課		子育て支援課			
①事業計画		手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	ひとり親家庭等に対し、適切な支援を行う。	数値目標	随時、必要に応じて制度を案内する。
③ 評価	A	②実施状況	児童扶養手当受給者数 1,245人（R7年3月末） 児童育成手当受給者数 1,801人（R7年3月末）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	性別にかかわらず、申請者の生活実態や経済状況に合わせ、適宜聴き取りや実態調査を行うことにより、適切に認定及び審査を行った。		
		評価理由	申請に基づき手当支給業務を適切かつ円滑に実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることに寄与できた。		
		④次年度計画	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。		

基本目標 3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が 健やかに過ごせるまち すみだ

施策の方向（3）誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる
環境づくり

安心して暮らせるまちの整備促進

137	英語と中国語による外国人相談の実施				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		区内在住・在勤の外国人を対象に、日常生活での悩み事などを気軽に相談できる英語と中国語による外国人相談を行います。			
所管課		広報広聴担当			
①事業計画		外国人相談を実施する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	相談窓口を設置することで安心して暮らせる環境づくりを整備する。	数値目標	24件/年
③ 評価	A	②実施状況	外国人相談を実施した。 ・中国語（毎週水曜日）28件 ・英語（毎週水曜日）7件		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・性別にかかわらず利用しやすいよう工夫した。		
		評価理由	通訳が必要な外国人に対して、円滑なコミュニケーションのもと、適切に案内することができた。中国語利用件数も増加した。		
④次年度計画		引き続き、外国人相談を実施する。			

138	介護事業者対象人権研修会の実施				
めざす効果		ウ	性別等にかかわらない人権の尊重		
内容		介護保険サービスを提供する事業者を対象に、人権問題に関する研修会・講習会等を実施し、意識啓発を行います。			
所管課		介護保険課			
①事業計画		介護事業者全体連絡会で、人権問題に関する研修会・講習会を実施する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	介護事業所に向けた研修会を行うことで、人権感覚を身につける。	数値目標	研修後のアンケートで、研修満足度60%以上の達成をめざす。
③ 評価	A	②実施状況	全体事業者連絡会において、「介護保険事業者が知っておくべき人権」について取り上げた。なお、介護事業者向けの情報提供サイトである「墨田区ケア倶楽部」にも本事業者連絡会の資料やハラスメントに関する通知を掲載し、介護事業所向けに情報発信を実施した。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	性別にかかわらず人権を尊重することの重要性を伝える研修を行った。		
		評価理由	全体事業者連絡会の開催に伴い、区内の介護事業者に周知を行った。また、研修会のアンケートにて研修満足度調査を実施したところ、回答事業所のうち10%が「大変満足」、50%が「満足」、39%が「普通」との結果であった。		
④次年度計画		介護事業者全体連絡会で、人権問題に関する研修会・講習会を実施する。			

139	バリアフリー化の促進				
めざす効果		ク	男女共同の視点による安心安全な生活		
内容		区民が安全で安心して暮らせるよう、区内のバリアフリー化を促進します。			
所管課		地域福祉課（厚生課）			
①事業計画		・ 障害者、高齢者などのハンディキャップを持つ人たちを含めた、全ての方々が安全・快適に店舗等を利用できるよう、スロープやエレベーターなどの整備を行う場合に、要件を満たす方へその費用の一部を助成する。（民間施設整備助成金） ・ 鉄道事業者と区内鉄道駅へのホームドアの設置に関する調整を行う。 ・ 墨田区バリアフリーマップの掲載施設の追加及び既掲載施設におけるトイレの写真等の追加を行う。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	バリアフリーに関する情報発信を進め、安全で安心なまちづくりを目指す。	数値目標	・ 民間施設整備助成金 4件 ・ 墨田区バリアフリーマップ掲載内容の更新（適宜実施）
③ 評価	B	② 実施状況	・ 民間施設整備助成金実績 0件 ・ 総武緩行線両国駅ホームドア整備に対する補助金交付決定 ※令和6年度から令和7年度までの2か年の事業となるため、補助金交付は令和7年度にまとめて行う。 ・ 墨田区バリアフリーマップ新規掲載施設数 31施設		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	・ 墨田区ホームページで民間施設整備助成金の案内を行っているが、必要書類の詳細や申請から助成までの流れ等がより分かりやすくなるよう公開内容を刷新した。 ・ 墨田区バリアフリーマップについて、障害当事者の施設の利便性向上を図るため、各公園のバリアフリートイレの写真を追加した。		
		評価理由	・ 民間施設整備助成金の相談はあるものの、助成対象となる事業でないことから、今後は対象事業の具体例の紹介等による周知が必要である。 ・ 総武緩行線両国駅ホームドア整備の事業調整により、駅利用者の安全性の向上に向けて事業が進んでいる。 ・ 障害当事者とのヒアリングで得られた、外出前のバリアフリー情報収集の視点を踏まえて、墨田区バリアフリーマップを更新した。		
④次年度計画		・ 障害者、高齢者などのハンディキャップを持つ人たちを含めた、全ての方々が安全・快適に店舗等を利用できるよう、スロープやエレベーターなどの整備を行う場合に、要件を満たす方へその費用の一部を助成する。（民間施設整備助成金） ・ 鉄道事業者と区内鉄道駅へのホームドアの設置に関する調整を行う。 ・ 墨田区バリアフリーマップの掲載施設の追加及び既掲載施設におけるトイレの写真等の追加を行う。			

◆第3章◆

墨田区男女共同参画状況

- 1 政策方針決定への女性の参画状況
- 2 審議会等における女性委員任用状況

1 政策方針決定への女性の参画状況

(1) 議会

(令和7年4月1日現在)

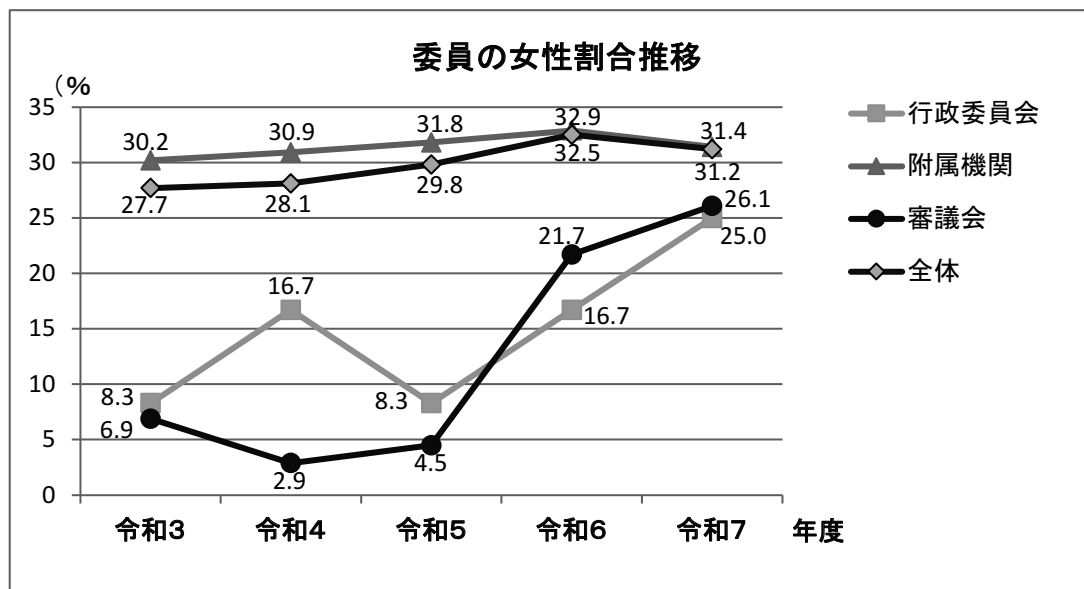
	総議員数	女性議員数	女性議員の割合
議員数	32	10	31.3%

(2) 委員会等

(令和7年4月1日現在)

	全委員会等数	女性委員を含む委員会等数	女性委員を含む委員会等の割合	全委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	3	3	100.0%	12	3	25.0%
附属機関	54	50	92.6%	963	302	31.4%
審議会等	4	3	75.0%	23	6	26.1%
合計	61	56	91.8%	998	311	31.2%

※区職員のみ、充て職のみで構成する委員会を除く。



(3)職員

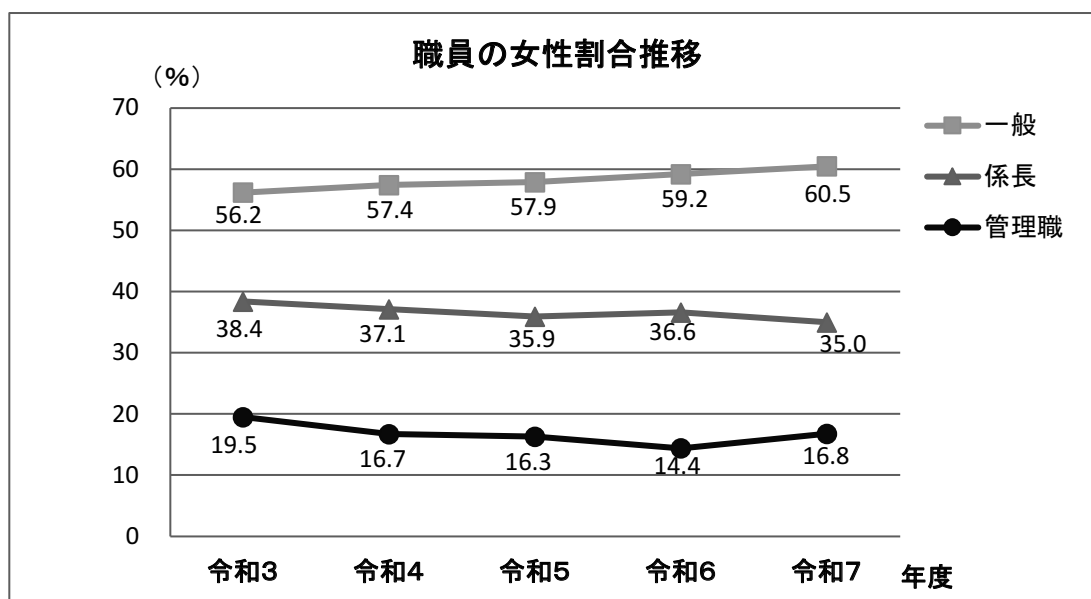
(令和7年4月1日現在)

		事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能系	教育関係	全職員数
管理職	全 体	64	3	19	6		3	95
	女 性	6	1	1	5		3	16
	女性の割合	9.4%	33.3%	5.3%	83.3%	—	100.0%	16.8%
係長職	全 体	276	69	68	20	25	2	460
	女 性	75	57	7	16	4	2	161
	女性の割合	27.2%	82.6%	10.3%	80.0%	16.0%	100.0%	35.0%
一般職	全 体	821	316	101	52	87	13	1,390
	女 性	444	296	28	51	9	13	841
	女性の割合	54.1%	93.7%	27.7%	98.1%	10.3%	100.0%	60.5%
合 計	全 体	1,161	388	188	78	112	18	1,945
	女 性	525	354	36	72	13	18	1,018
	女性の割合	45.2%	91.2%	19.1%	92.3%	11.6%	100.0%	52.3%

※フルタイム再任用57名を含む。

※幼稚園職員については、園長は管理職、副園長は係長職、主任教諭及び教諭は一般職に計上した。

※統括技能長・技能長・担当技能長は、係長職(技能系)に計上した。



2 審議会等における女性委員任用状況

■令和7年4月1日現在

	今 年	前 年
①	審議会等の女性委員の割合（区職員のみ、充て職のみで構成するものを除く） 31.2 %	32.5 %
②	審議会等の数（区職員のみ、充て職のみで構成するものを除く） 61 機関	66 機関
③	令和7年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達しているもの 27 機関	31 機関
④	③の中で女性委員の割合が40%に達しているもの 7 機関	8 機関
⑤	④の中で女性委員の割合が50%に達しているもの 11 機関	10 機関
⑥	令和7年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達していないもの 34 機関	35 機関

■前年との比較

基 準 日	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
平成23年4月1日現在	54	43	79.6%
平成24年4月1日現在	57	48	84.2%
平成25年4月1日現在	64	52	81.3%
平成26年4月1日現在	65	47	72.3%
平成27年4月1日現在	64	53	82.8%
平成28年4月1日現在	63	55	87.3%
平成29年4月1日現在	63	53	84.1%
平成30年4月1日現在	58	49	84.5%
平成31年4月1日現在	65	55	84.6%
令和2年4月1日現在	64	49	76.6%
令和3年4月1日現在	66	54	81.8%
令和4年4月1日現在	66	54	81.8%
令和5年4月1日現在	63	54	85.7%
令和6年4月1日現在	66	61	92.4%
令和7年4月1日現在	61	56	91.8%

※平成23年度より、区職員のみで構成する審議会等を除く。
 ※令和6年度より、充て職のみで構成する審議会を除く。

審議会等の女性委員の割合調査結果

墨田区（令和7年4月1日現在）

I 行政委員会 地方自治法第180条の5に基づく委員会

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	⑤10%未満の場合の 理由	女性 割合
1	教育委員会	地方教育行政の組織及び 運営に関する法律	庶務課	4	1		25.0%
2	選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務 局	4	1		25.0%
3	監査委員	地方自治法	監査委員事務局	4	1		25.0%
I 行政委員会 地方自治法第180条の5に基づく委員会				12	3		25.0%

II 附属機関 地方自治法第202条の3（第138条の4）に基づく審議会等

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	⑤10%未満の場合の 理由	女性 割合
1	墨田区区民行政評価 委員会	墨田区区民行政委員会に 関する要綱※	行政経営担当	0	0	令和7年度の開催予定なしのため	-
2	墨田区行財政改革推 進会議	墨田区行財政改革推進 会議設置に関する要綱※	行政経営担当	0	0	基準日において、令和7年度委員の委嘱を行っ ていないため	-
3	墨田区指定管理者選 定委員会	墨田区指定管理者選定 委員会に関する要綱※	行政経営担当	21	4		19.0%
4	墨田区基本構想審議 会	墨田区基本構想の策定等 に関する条例	政策担当	27	6		22.2%
5	墨田区特別職給料等 及び政務活動費審議 会	墨田区特別職給料等及び 政務活動費審議会条例	総務課	10	2		20.0%
6	墨田区情報公開制度 及び個人情報保護制 度運営審議会	墨田区情報公開制度及び 個人情報保護制度運営 審議会条例	総務課	5	1		20.0%
7	墨田区行政不服審査 会	墨田区行政不服審査会 条例	総務課	5	0	適任者がいないため	0.0%
8	墨田区入札等外部審 査委員会	墨田区入札等外部審査 委員会の組織及び運営に 関する要綱※	契約課	3	1		33.3%
9	墨田区公契約審議会	墨田区公契約条例	契約課	7	1		14.3%
10	墨田区男女共同参画 推進委員会	墨田区女性と男性及び多 様な性の共同参画基本条 例	すみだ人権同和・ 男女共同参画事務 所	14	7	1名別途6月以降任命	50.0%
11	墨田区男女共同参画 苦情調整委員会	墨田区女性と男性及び多 様な性の共同参画基本条 例	すみだ人権同和・ 男女共同参画事務 所	3	1		33.3%
12	すみだ共生社会推進 センター運営委員会	すみだ共生社会推進セン ター運営委員会設置要綱 ※	すみだ人権同和・ 男女共同参画事務 所	13	10		76.9%
13	墨田区いじめ問題調 査委員会	墨田区いじめ防止対策推 進条例	すみだ人権同和・ 男女共同参画事務 所	0	0	教育委員会からの報告を受け、区長が必要と認 める時区長が任命する委員をもって組織する （実績なし）	-
14	墨田区国民健康保険 運営協議会	国民健康保険法	国保年金課	20	5		25.0%
15	墨田区協治（ガパナ ンス）まちづくり推 進基金審査会	墨田区協治（ガパナン ス）まちづくり推進基金 条例	地域活動推進課	10	3		30.0%
16	墨田区スポーツ計画 推進協議会	墨田区スポーツ計画推進 協議会に関する要綱	スポーツ振興課	12	3		25.0%
17	墨田区産業振興会議	墨田区産業振興会議設置 要綱※	産業振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
18	墨田区優秀技能者選 考委員会	墨田区優秀技能者表彰実 施要綱※	産業振興課	13	1	適任者がいないため	7.7%
19	民生委員推薦会	民生委員法	地域福祉課	11	5		45.5%
20	墨田区地域福祉計画 推進協議会	墨田区地域福祉計画推進 協議会設置要綱※	地域福祉課	23	7		30.4%
21	墨田区社会福祉法人 設立認可審査委員会	墨田区社会福祉法人設立 認可審査委員会の組織、 運営等に関する要綱※	地域福祉課	7	1		14.3%

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	⑤10%未満の場合の 理由	女性 割合
22	墨田区災害弔慰金等支給審査委員会	墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例	地域福祉課	8	3		37.5%
23	墨田区バリアフリー推進協議会	墨田区バリアフリー推進協議会設置要綱	地域福祉課	26	2	関係行政機関及び公共交通事業者、関係団体から委員の推薦を受けており、任意に選出等を行うことができないため	7.7%
24	墨田区障害者審査会	墨田区障害者審査会の定数等を定める条例	障害者福祉課	10	1		10.0%
25	墨田区障害者施策推進協議会	墨田区障害者施策推進協議会設置要綱※	障害者福祉課	21	10		47.6%
26	墨田区地域自立支援協議会	墨田区地域自立支援協議会設置要綱※	障害者福祉課	24	9		37.5%
27	墨田区介護認定審査会	介護保険法	介護保険課	120	47		39.2%
28	墨田区介護保険事業運営協議会	墨田区介護保険事業運営協議会設置要綱※	介護保険課	25	10		40.0%
29	墨田区地域密着型サービス運営委員会	墨田区地域密着型サービス運営委員会設置要綱※	介護保険課	10	5		50.0%
30	墨田区地域包括支援センター運営協議会	墨田区地域包括支援センター事業運営協議会に関する要綱※	高齢者福祉課	17	9		52.9%
31	墨田区老人ホーム入所判定委員会	墨田区老人ホーム入所判定委員会設置要綱※	高齢者福祉課	8	4		50.0%
32	墨田区特別養護老人ホーム入所検討委員会	墨田区特別養護老人ホーム入所手続要綱※	高齢者福祉課	9	4		44.4%
33	墨田区公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律	保健予防課	6	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
34	墨田区大気汚染障害者認定審査会	墨田区大気汚染障害者認定審査会条例	保健予防課	4	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
35	墨田区公害健康被害診療報酬審査会	墨田区公害健康被害診療報酬審査会条例	保健予防課	5	1		20.0%
36	興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会	墨田区興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例	生活衛生課	0	0	委員については今後委嘱予定のため、現在は未定	-
37	墨田区保健衛生協議会	墨田区保健衛生協議会条例	保健計画課	30	9		30.0%
38	すみだ食育推進会議	すみだ食育推進会議に関する要綱※	健康推進課	14	4		28.6%
39	墨田区がん対策推進会議	墨田区がん対策推進会議に関する要綱※	健康推進課	0	0	基準日において、令和7年度委員の委嘱を行っていないため	-
40	墨田区感染症診査協議会	墨田区感染症診査協議会条例	保健予防課	9	3		44.4%
41	墨田区子ども・子育て会議	墨田区子ども・子育て会議条例	子育て支援課	25	17		68.0%
42	墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会	墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会に関する要綱※	子ども施設課	8	6		75.0%
43	墨田区要保護児童対策地域協議会	墨田区要保護児童対策地域協議会に関する要綱※	子育て支援総合センター	70	35		42.9%
44	都市計画審議会	墨田区都市計画審議会条例	都市計画課	19	5		26.3%
45	墨田区まちづくり検討委員会	墨田区まちづくり条例	都市計画課	5	1		20.0%
46	墨田区景観審議会	墨田区景観条例	都市計画課	8	2		25.0%
47	建築審査会	建築基準法	都市計画課	5	1		20.0%
48	墨田区地域公共交通活性化協議会	墨田区地域公共交通活性化協議会に関する要綱※	都市計画課	36	3	要綱により、検討会構成員を組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできないため	8.3%
49	建築紛争調停委員会	墨田区中高層建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例	建築指導課	4	1		25.0%

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	⑤10%未満の場合の 理由	女性 割合
50	墨田区防災会議	災害対策基本法	防災課	49	5		10.2%
51	墨田区生活安全推進協議会	墨田区安全で安心なまちづくり推進条例	安全支援課	31	6		19.4%
52	墨田区国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	安全支援課	49	5		10.2%
53	墨田区老朽建物等審議会	墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例	安全支援課	7	1		14.3%
54	墨田区資源環境審議会	すみだ環境基本条例	環境政策課	0	0	基準日において、令和7年度委員の委嘱を行っていないため	-
55	墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価委員会	墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価実施要綱※	庶務課	0	0	基準日において、令和7年度委員の委嘱を行っていないため	-
56	墨田区学校給食協議会	墨田区学校給食協議会設置要綱※	学務課	15	6		40.0%
57	墨田区就学相談委員会	墨田区就学相談委員会設置要綱※	教育センター	0	0	基準日において、令和7年度委員の委嘱を行っていないため	-
58	墨田区立幼稚園就園指導委員会	墨田区立幼稚園就園指導委員設置要綱※	学務課	12	8		66.7%
59	墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会	墨田区いじめ防止対策推進条例	指導室	7	4		57.1%
60	すみだ学力向上推進会議	墨田区附属機関の設置に関する条例	すみだ教育研究所	0	0		-
61	墨田区青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法 墨田区青少年問題協議会条例	地域教育支援課	41	9		22.0%
62	文化財保護審議会	墨田区文化財保護条例	地域教育支援課	7	1		14.3%
63	墨田区図書館運営協議会	墨田区図書館運営協議会要綱※	ひきふね図書館	12	7		58.3%
Ⅱ 附属機関 地方自治法第202条の3（第138条の4）に基づく審議会等				963	302		31.4%

○根拠法欄に※印のある審議会等は、「墨田区附属機関の設置に関する条例」に基づくもの。

Ⅲ 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（区職員のみで構成する委員会等を除く）

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	⑤10%未満の場合の 理由	女性 割合
1	すみだ北斎美術館資料収集委員会	すみだ北斎美術館資料収集委員会設置要綱	文化芸術振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
2	すみだ北斎美術館資料評価委員会	すみだ北斎美術館資料評価委員会設置要綱	文化芸術振興課	3	1		33.3%
3	墨田区文化財調査員	墨田区文化財調査員設置要綱	地域教育支援課	3	2		66.7%
4	明るい選挙推進協議会	墨田区明るい選挙推進協議会規約	選挙管理委員会事務局	14	3		21.4%
Ⅲ 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等				23	6		26.1%
Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ（都の報告値）				998	311		31.2%

《参考》 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（区職員のみで構成する委員会等）

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	⑤10%未満の場合の 理由	女性 割合
1	墨田区行政情報化推進本部	墨田区行政情報化推進本部設置要綱	I C T 推進担当	30	1	委員の構成は役職によって決まっているため	3.3%
2	墨田区指名業者選定委員会	墨田区指名業者選定委員会設置要綱	契約課	11	1	委員の構成は役職によって決まっているため	9.1%
3	墨田区物品及び業者選定委員会	墨田区物品及び業者選定委員会設置要綱	契約課	6	0	委員の構成は役職によって決まっているため	0.0%
4	墨田区財産価格審議会	墨田区財産価格審議会要綱	財産管理課	10	1		10.0%

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	⑤10%未満の場合の 理由	女性 割合
5	墨田区公有財産管理 運用委員会	墨田区公有財産管理運用 委員会要綱	財産管理課	10	1		10.0%
6	墨田区公金運用管理 委員会	墨田区公金運用管理委員 会設置要綱	会計管理担当	5	0	委員の構成は役職によって決まっているため	0.0%
7	墨田区環境基本条例 推進本部	墨田区環境基本条例推進 本部設置要綱	環境政策課	30	1	委員の構成は役職によって決まっているため	3.3%

《参考》 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（充て職のみで構成する委員会等）

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	⑤10%未満の場合の 理由	女性 割合
1	墨田区放置自転車対 策協議会	墨田区放置自転車対策協 議会設置要綱	土木管理課	15	0	要綱により、協議会構成員を組織または組織の 役職で指定しており、任意に選出等することは できないため	0.0%
2	墨田区交通安全対策 協議会	墨田区交通安全対策協 議会設置要綱	土木管理課	28	3	要綱により、協議会構成員を組織の役職で指定 しており、任意に選出等することはできないた め	10.7%

※ 女性割合は、小数点第2位を四捨五入している。

◆第4章◆

「墨田区男女共同参画推進委員会評価」

凡例

【墨田区男女共同参画推進委員会による評価】

基本目標に対して 効果が	大きかった	s
	あった	a
	少しあった	b
	なかった	c

基本目標 1	人権と多様性が尊重されるまち すみだ
施策の方向(1)	男女共同参画意識を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、s大きかった、aあった、b少しあった、cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
a あった	基本目標1の施策の方向(1)については、区報・区のホームページや啓発講座・CATV・情報誌「すみなか」等を通じて、積極的に男女共同参画に関する情報発信を行っていること、および所管課評価についても「S」が3事業で、「A」が7事業であることをふまえて、第三者評価を「a」(効果があった)とした。今後も引き続き、さまざまな媒体を通じて、男女共同参画に関する情報発信を展開していただきたい。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①固定的な性別役割分担意識の解消 [事業番号1～9*] (P.11～P.14)	a あった	課題①の「固定的な性別役割分担意識の解消」についての所管課評価は、「S」が3事業で「A」が3事業であり、効果があったことは明らかであるが、「S」の評価においてどこが「予定を上回る効果」であるかが必ずしも明確であるとはいえなかったため、第三者評価を「a」(効果があった)とした。 一方で、SNS(区公式X・フェイスブック・LINE)を活用して男女共同参画に関する情報発信を行ったことは、注目すべき点であり、今後はSNSを活用した情報発信をさらに充実させることを期待する。
②家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実 [事業番号10～19*] (P.15～P.16)	a あった	課題②の「家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実」についての所管課評価は、4事業すべてが「A」であり、また男女共同参画の視点にたった教材、進路指導、協議会・研究会、意識啓発等により、積極的に男女平等の情報発信を行ったことをふまえ、第三者評価を「a」(効果があった)とした。今後も、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力が発揮できるような環境整備を継続していただきたい。 一方で、この課題は数値目標の設定が難しいことはわかるが、次年度以降は可能な限り具体的な数値目標を設定するようにしてほしい。

基本目標 1	人権と多様性が尊重されるまち すみだ
施策の方向(2)	多様な性を理解し、人権を尊重する 社会づくりを進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、s大きかった、aあった、b少しあった、cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
a あった	人権尊重意識の啓発、および多様な性を尊重する社会作りに向けた情報発信(区報・ホームページ・講演会)と、当事者と支援者・墨田区職員の理解促進にむけた交流・研修会など、多面的な支援と施策推進が企画され、計画に沿った実績が示されたことは評価され、今後の一層の充実と発展が期待される。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①人権尊重意識の啓発と適切な情報発信 [事業番号20～29*] (P.17～P.18)	a あった	各種情報発信の事業により情報発信が行われ男女男女共同参画の視点に基づいた目標を得ることができたと考える。
②多様な性の理解促進 [事業番号30～32] (P.19～P.20)	a あった	各種情報発信、および事業により情報発信が行われ多様な性の理解促進の視点に基づいた目標を得ることができたと考える。
③性的マイノリティへの支援 [事業番号33～37*] (P.21)	s 大きかった	各種情報発信、および事業により情報発信が行われ性的マイノリティ支援の視点に基づいた目標を得ることができたと考える。パートナーシップ宣誓制度の活用実績や活用事業の増加など、支援事業の実績が示され、次年度以降の制度の定着に向けた理解の促進と支援が期待される。

基本目標 1

人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向(3)

男女共同参画の視点で地域力を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、s大きかった、aあった、b少しあった、cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
a あった	本施策の方向において、評価対象となる5事業に対する効果は「aあった」と評価する。 課題①「地域における男女共同参画意識の啓発」については38小地域福祉活動、41定年後の社会貢献意識の向上、42男性の社会貢献意識の向上においてはそれぞれ事業計画に基づいた活動が開催され数値目標をクリアしており、事業の効果は「aあった」と評価する。 課題②「防災・防犯講座等の実施や避難所運営体制の構築」に2事業については、男女共同参画の視点が取り込まれており「s大きかった」と評価する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①地域における男女共同参画の推進 [事業番号38～42] (P.22～P.23)	a あった	【事業番号38】事業計画と数値目標も達成しており、今年度、新たに開設したサロンもあることから、「aあった」と評価する。 【事業番号41】目標数値のイベント参加延べ人数には達しなかったが、定年後の社会貢献意識向上は寄与していると考えられるので、「aあった」と評価する。参加者割合が男性2割、女性8割ということから、今後は男性の参加を促すことも必要と考える。 【事業番号42】事業計画より参加者の数値目標が大幅に上回った点、男女区別なく社会貢献活動意識を養っていることから、「aあった」と評価する。ただし、高齢化による友愛訪問や活動実施クラブの減少に対する課題の解決を考えていくべきと考える。
②防災・防犯における男女共同参画の推進 [事業番号43～45] (P.24～P.25)	s 大きかった	【事業番号43】防災課の女性職員や女性防災士が増えたことにより、避難所運営に女性の視点を積極的に取り入れていることから、「s大きかった」と評価する。 【事業番号45】男女共同参画の視点による防災意識啓発を図っている点から「aあった」と評価する。防災に潜むアンコンシャス・バイアスの問題を共有するためにももう少し参加者を増やし、定期的に講演していただきたい。

基本目標2	性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ
施策の方向(1)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進します 【女性活躍推進計画】

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、s大きかった、aあった、b少しあった、cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
a あった	本施策の方向において、評価対象となる10事業に対して所管課評価はA評価が9事業、B評価が1事業であった。①誰もが共に担う子育てへの支援では活発な講座の開催と、待機児童ゼロ等は評価に値し、②誰もが共に担う介護(介助)への支援は、今後も継続的な費用の助成、相談窓口の設置を希望、③ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進は、セミナー内容は参加者に高評価されているのでSNS等を活用した更なる活動周知を期待する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①誰もが共に担う 子育てへの支援 [事業番号47～58*] (P.26～P.28)	a あった	【事業番号47】男性への意識づけができ、パパのための～とはいえ、夫婦で参加できたことが良かった。 【事業番号48】参加率上昇を期待し夫婦参加可も要検討。 【事業番号49】参加人数は多数だが、母子手帳を受け取った人数と比較した面談率の算出を希望する。 【事業番号50・51】学童クラブの待機児童ゼロは評価したい。ショートステイ事業の利用者は増加傾向にあるので更なる施設の拡充を期待する。
②誰もが共に担う 介護(介助)への 支援 [事業番号59～65*] (P.29～P.30)	a あった	【事業番号59】性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスを考え、更なる男性介護者教室の開催を期待する。 【事業番号60】一時的な介護を依頼した場合の継続的費用の助成。施設の拡充を期待する。 【事業番号62】高齢者総合相談窓口の存在の周知および継続的設置を期待する。
③ワーク・ライフ・ バランス(仕事と 生活の調和)の 推進 [事業番号66～70*] (P.31～P.32)	a あった	ワーク・ライフ・バランスの具体的な取り組み方法を紹介するセミナーを開催し、参加者提出アンケートをみると「参考になった」との回答が大半で、参加者の期待するセミナー内容であったと考える。アドバイザーの派遣については、事業活動を周知することが最優先で、パンフレットやチラシをはじめ、SNS等を活用した更なる告知を期待する。

基本目標2	性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ
施策の方向(2)	性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう 支援します 【女性活躍推進計画】

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、s大きかった、aあった、b少しあった、cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
a あった	本施策の方向において、評価対象となる6事業のうち、所管課評価は、S評価が1、A評価が5であった。 区職員向けの取組については、管理職における女性職員の割合は、増加したものの、目標値には10%程度届かない為、更なる工夫が望まれる。 区民向けの取組については、評価対象事業全て、例年通りの実施回数や参加人数が維持されており、一定の効果を上げることができた。引き続き周知を図り、区民サービスの向上に繋げて欲しい。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①働く場での女性の活躍推進 [事業番号71～81*] (P.33～P35)	a あった	【事業番号71・72】管理職における女性職員の占める割合は、増加傾向にある。また、キャリアアップ研修を年3回実施し、性別年齢に関わらず100名以上の職員が参加し、多様な意見交換が行われた点は評価できる。 【事業番号74】それぞれの家庭に適した保育サービスの案内をオンライン相談等で個別に実施し、対応することができている。 【事業番号77*】認可保育所を計画通り整備した。
②就業における男女共同参画の推進 [事業番号82*～86] (P.36)	s 大きかった	【事業番号84】多様な能力を発揮できる働き方を支援する為のセミナーを年1回実施する計画に対し、メンタルヘルスを正常に保つ働き方を支援するセミナーを実施した。時事を捉えた内容で、参加者の9割の満足を得ることができた。 【事業番号86】求職者にキャリアカウンセリングを実施し、参加者の半数近くを就職に結びつけることができたことは、評価できる。

基本目標2	性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ
施策の方向(3)	意思決定過程への女性の参画を進めます 【女性活躍推進計画】

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、s大きかった、aあった、b少しあった、cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
s 大きかった	基本目標2の施策の方向(3)は、課題①「審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大」のみであり、この課題に関する所管課評価が「S」であること、および令和6年4月1日現在の各種審議会・委員会への女性委員任用比率が大幅に上昇したこと(前年度比+2.7ポイント)をふまえ、第三者評価を「s」とした。これまで長い間、各種審議会・委員会の女性委員の割合を30%にするという目標をめざしてきたが、なかなか目標値の30%を達成することができず、ようやく30%を大幅に上回った(32.5%)ので、今後は新たな目標の40%に向けて、積極的な女性登用を呼びかけるとともに、従来の「あて職」や「定員」のあり方を見直すことも検討してもらいたい。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①意思決定過程への女性の参画促進 [事業番号87～89*] (P.37)	s 大きかった	上記のように、各種審議会・委員会への女性委員任用比率が大幅に上昇(前年度比+2.7ポイント)して30%を大幅に上回ったこと(32.5%)をふまえ、第三者評価を「s」としたが、新たな目標は40%に設定されているので、それに向けたさらなる女性登用を進めていくことを期待する。 その一方で、数値目標を「少なくとも昨年度の女性委員引用状況の29.8%を下回らない」としているのは非常に消極的であり、来年度は「少なくとも35%」くらいの数値目標を設定してもらいたい。

基本目標3	あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ
施策の方向(1)	あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます 【DV防止基本計画】

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、s大きかった、aあった、b少しあった、cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
a あった	もともと関係機関との連携が密で、「オールすみだ」で支援や対応にあたっていたが、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けて着実に準備を進めている。関係機関との調整・検討の会議が増えているこの機会を捉え、支援者・実務者に対する共催での研修の実施や発災時の相談体制の維持(BCP計画)等、先を見据えた議題についても意見交換・検討の場になることを期待する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①配偶者等からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援 [事業番号 90～100*] (P.38～P.40)	a あった	前年に比べ相談件数は減少しているものの、「相談窓口が開かれている」ことが重要である。「相談内容の深刻化が一部みられた」との表記があるが、証明書の発行や関係機関との連携が求められる事案は増加しており、深刻、かつ困難度の高い相談に「オールすみだ」で対応している様子が見て取れる。 DV防止に重要な若年者への予防啓発については、中学校への出前講座が4校になり、拡充された。
②男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶 [事業番号 101～112*] (P.41～P.43)	a あった	DV相談先一覧カードを民生委員・児童委員協議会地区会で配布した。アウトリーチが難しい行政に代わり、地域で被害の早期発見と適切な機関につなぐ役割を期待される各委員に直接情報提供できたことはよかった。 ハラスメントの相談窓口を設置し、発見を見聞きした人からの相談等も受け付けることは、職場全体でハラスメント(暴力)を容認しない意識醸成につながる。 子育て情報提供と他機関との連絡調整の件数が激増している。情報提供がリスク発見のツールになっている。

基本目標 3	あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ
施策の方向(2)	心と身体を尊重する社会づくりを進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、s大きかった、aあった、b少しあった、cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
a あった	本施策の方向において、評価対象となる6事業全てA評価であった。 6事業全てが、区民への情報発信や知識の普及啓発活動を適切に実施することが目的である。 講演会の内容・実施回数・参加者数全て、ほぼ例年通り実施することができた。 また、リプロダクティブ・ヘルスの概念の普及について、啓発チラシを作成する際に学生意見を聴取する等、新しい取組を実施することができた。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①生涯を通じた健康支援 [事業番号113～122] (P.44～P.48)	a あった	【事業番号113・114】適切なツールを利用し、講演会を含め区民への情報発信ができた。 【事業番号115】妊娠期・産後の喫煙防止への働きかけが目的であり、妊産婦と関わる全ての機会での情報発信を行うことができている。 【事業番号117】新たな取組であるが、普及啓発において一定の成果を上げている。 【事業番号119・122】がん検診・各相談会について、概ね例年同様の利用率で実施できている。

基本目標3	あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ
施策の方向(3)	誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、s大きかった、aあった、b少しあった、cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
a あった	本施策の方向において、評価対象となる6事業に対する効果は「aあった」と評価する。 課題①「経済的な困難を抱える人への支援」については事業計画に沿った事業が実施され、年間の実施状況の数値も効果があったものと考えられ「aあった」と評価する。 課題②「高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり」は継続して行う事業が多いが、常に新しい環境や社会的ニーズに対応するように変化することが必要だと考える。「b少しあった」と評価する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①経済的な困難を抱える人への支援 [事業番号 123*～132*] (P.49)	a あった	【事業番号125】給付件数は倍増加しており、事業ニーズは大きいものと考えられ、パンフレットや手続きにおいて性別にとらわれない表現に変更したり男女共同参画の視点にも配慮しており、効果は「aあった」と評価する。 【事業番号126】受給者数は昨年比横ばいではあるが、母体である児童減少傾向を考えると、ひとり親家庭の生活の安定に寄与しており、効果は「aあった」と評価する。 相談者の男女比率については概ね1:9になっている現状を男性のひとり親家庭は支援が必要ないのとらえるのか、男性は相談しにくいと考えるのか検証していただきたい。
②高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり [事業番号 133*～147*] (P.50～P.51)	b 少しあった	【事業番号137】毎年評価時に提案させていただいているが翻訳アプリなどで対応できる現在、英語と中国語のみの対応は時代遅れだと思われる。又数値目標で年24件(月2件)はあまりにも少なすぎると言わざるを得ない。効果は「b少しあった」と評価する。 【事業番号138】オンラインも取り入れ180事業所が参加し、介護サービスにおける人権研修を継続することは意義のあることなので、「aあった」と評価する。 ただ数値目標の研修満足度60%以上を目指すというのも少し甘い気がする。毎年同じ内容ではなく、介護事業者も受講してメリットのある研修内容を考えることも大切だと考える。 【事業番号139】目標数値の助成件数には達していないが、墨田区バリアフリーマップの更新や助成金手続きの流れを刷新したりと昨年に比べ事業が進んでいると考えられるため効果は「b少しあった」と評価する。引き続き事業の周知と相談のミスマッチへの検証が必要と考える。

総括評価

基本目標 1～3

基本目標に対して効果が

a あった

1. 総括評価:

男女共同参画推進委員会は、墨田区男女共同参画推進プランの基本3目標、施策9方向、18課題についての所管課による自己評価(下表左)に基づいて、第三者評価を行い、「計画事業の実施・進捗」と「男女共同参画視点の充実」、「区民反応の把握」等に関して協議を行った。その結果、各所管課の事業は、第6次推進計画の基本目標に「効果があり」(a)との総括評価に至った(下表右)。

基本目標	評価 事業 数	所管課自己評価				課題 別評 価数	推進委員会評価部会評価				総括
		S	A	B	C		s	a	b	c	
1 人権と多様性が尊重されるまち	25	4	21	0	0	7	2	5	0	0	a
2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち	17	2	14	1	0	6	2	4	0	0	
3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち	21	1	19	1	0	5	0	4	1	0	
計	63	7	54	2	0	18	4	13	1	0	

S 計画通り実施・予定を上回る効果

A 計画通り実施・予定した効果

B 課題が残る

C 計画通り未実施

s 効果が大きかった

a 効果があった

b 効果が少しあった

c 効果がなかった

2. 評価方法:

所管課(延べ63部署)は、令和6年度全体事業数153事業のうち60事業(63件)計画を評価対象として、10項目(めざす効果・事業内容・事業計画・男女共同参画の視点に基づいた目標・評価・実施状況・男女共同参画の視点での工夫・評価理由・次年度計画)について、評価様式を用いて自己評価を行った。推進委員会は、基本目標と課題ごとに効果と、所管課によるその理由説明について評価し、総合評価を行った。

なお、第5次プランから引きつぎ、所管課評価では、主に事業実施計画の進捗に関する評価の視点であり、推進委員会では、事業実施による基本目標の実現にむけた効果についての段階評価を用いた。

3. 評価結果:

所管課では、S(予定を上回る効果)7件11%、A(予定した効果)54件86%、B(課題が残る)2件3%であり、A以上97%と概ね事業計画どおり実施し、予定した効果があったと自己評価をした。

推進委員会は、基本3目標の施策の方向9件中8件(89%)で「効果あり」、1件で「効果大」と評価し、施策課題別評価18件中17件(94%)でa(効果あり)、またはs(効果大)と評価し、所管課自己評価を総合的に支持するものである。

4. 講評:

(1) 事業進捗として評価された点について

1)所管課評価については、PDCAサイクルに基づいた具体的記載の様式により第6次プラン事業計画・効果について記載されたことは評価される。改善された点は①事業目標について、その概要と数値目標の両面で記載する、さらに、②評価は事業の実施状況と、男女共同参画の視点での工夫とその評価理由についての記載であり、その結果、本年度実績について具体的な観点で事業評価が行われた。さらに、改善傾向の分析に基づいて次年度計画の立案など、経年的な連続性について検討が可能になった。

2)男女共同参画施策に関する情報発信は、多様なメディア(区報・ホームページ・SNS・CATV)で広く周知を行い、情報誌の発行や区民参加型の意識啓発講座の開催に参加者を得て効果が見られた(目標1)。

3)人権意識を高める施策として、令和5年度開始のパートナーシップ宣誓制度の事業では、事業開始から30

組の宣誓を受理した。東京都や東京都行政書士会墨田支部と協定を締結して、活用事業による調査を2回実施し、区営住宅申し込みなど事業の利活用がされたなどの具体的な事業進捗は高く評価される(目標1)。

- 4) 40歳未満の若年求職者に対する就職・キャリア相談・カウンセリング支援による利用者は78人と多く、その内45%を就労に結び付けた(就職者の女性割合60%)。また、配偶者からのDV防止・早期発見に向けた中学校への出前講座、相談者への関連機関で連携した支援など、DV防止と性別にかかわらず人権が尊重され健やかに過ごせるまちづくりに効果を認めた点は評価される(目標1,2,3)。
- 5) 審議会等における女性委員の比率向上については、各課に積極的登用を呼びかけるなどにより、任用状況32.5%(前年比+2.7ポイント)を果たし、第5次プラン目標に到達したことは評価される(目標2)。
- 6) 区民参加型の意識啓発事業、子育て相談と母子と妊産婦の健康支援、リプロダクティブ・ヘルス、プレコンセプションケアなど、墨田区在住の妊娠期・周産期・産後の健康管理と保健衛生に関する知識啓発と支援については利用者が多く、老年期までの心と身体の支援に関する定常的事業は評価される(目標1,2,3)。
- 7) 防災・防犯事業に関して、防災士全体(155人)中、女性44人と増加傾向にあり、避難所運営体制での女性支援者は女性に必要な固有の備蓄品や避難時状況への対応などの観点で評価できる。今後、過去の被災経験による墨田区の固有の積極的取組みなど具体的評価内容について記載されたい。(目標1)

(2) 今後、改善が期待される点について

- 1) 啓発的事业や研修会開催など、年間計画で実施が組まれている事業では、取組の改善についての量的評価が分かりにくい。事業実施主体として、男女共同参画の視点にたった評価段階などを独自に設定して、経年的な進捗を表す工夫を検討されたい。
- 2) 地域における男女共同参画意識の啓発活動として、定年後の社会貢献や地域活動への参加促進については、進捗の目安として利用者の男女比率に注目されたい。
- 3) 民間施設でのバリアフリー設備については、墨田区で事業予算がついているが応募者はなく、活用されていない。助成金の周知や、民間レベルでの設備改修の目標や効果・意識啓発などの具体的働きかけと、PRなど拡充が期待される。
- 4) 多様な困難を抱える人の環境づくりとして、在住外国人相談者が多様化している。相談に応ずる言語を限定しているが(中国語・英語)、現在では音声文字変換翻訳アプリが容易に使用できる状況から、言語の種類に制約されない相談事業の実施が期待される。
- 5) 各種事業の規模や予算化の適正さについては、墨田区人口増など背景となる住民数や問題発生数などの統計等資料を踏まえて区民視点にたった評価の検討が期待される。
- 6) 各種審議会・委員会の女性委員割合32.5%は、墨田区の第5次計画目標をクリアし、注目に値する。一方で、人口比率からは意思決定過程への女性参画と活躍に向けた一層の体制づくりが期待される。各種審議会・委員会の委員については、依頼先指定による「あて職」に男性が多い状況から、依頼時に男女共同参画の主旨から女性の積極的推薦・登用の主旨を明記することや、また女性枠などについても検討を願いたい。
また、区職員における女性管理職任用割合(目標率22%)について、令和6年度実績は14.3%と目標率に届いていない。意思決定過程への女性の参画促進にむけて、職場内での意識改革や環境整備などの体制化が期待される。

◆参考資料◆

「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画
基本条例」

○墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例

平成17年12月9日

条例第52号

改正 令和4年9月30日条例第34号

(題名改称)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 性別等に起因する差別等の禁止（第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第14条）

第4章 苦情調整機関（第15条—第21条）

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会（第22条—第27条）

第6章 雑則（第28条）

付則

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下の平等は、全ての人に保障されている権利であり、その権利の実現は、私たち墨田区民の共通の願いである。

墨田区では、地域の特性を踏まえつつ、これまで男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策を着実に推進し、性別による差別の解消に努めてきた。

しかしながら、家庭、職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、今なお存在するなど、多くの課題が残されており、その解決が求められている。さらに、互いの違いを理解し認め合うことの重要性が高まる中、性の多様性を尊重し、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消が求められている。

また、本格的な少子高齢化の進展、家族形態及び雇用形態の多様化等に適切に対応し、一人一人が輝くまちすみだとして発展していくためには、性別を問わずその個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることが重要である。

私たちは、今ある女性と男性の格差解消を目指すとともに、多様な性を尊重し、性別等により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、誰もが共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

(令4条34・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(令4条34・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 性別等にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって全ての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 性別等 生物学的な性別、性的指向（どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。

- (4) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 地域団体 区内において活動拠点を有し、地域活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者等 区内において保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 性別表現 外面に表れる性別についての自己表現をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動（性的指向又は性自認に関する言動を含む。）が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者の尊厳を傷つけ、不利益又は脅威を与えることをいう。
- (9) ハラスメント 前号に掲げるもののほか、他者に対する言動が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者の尊厳を傷つけ、不利益又は脅威を与えることをいう。
- (10) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(令4条34・一部改正)

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会を形成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 全ての人が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- (2) 全ての人の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (3) 全ての人が性別等による役割の固定化をもたらず社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (4) 性別等にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (5) 結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人の生き方を尊重し合うこと。
- (6) 家庭において、全ての人が対等な構成員として、その人権を尊重し、かつ、協力し合うこと。
- (7) 性別等にかかわらず、全ての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

(令4条34・一部改正)

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を策定し、合理的配慮の範囲内において、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 区は、男女共同参画施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。

3 区は、男女共同参画施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。

(令4条34・一部改正)

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、社会のあらゆる分野における活動において、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(令4条34・一部改正)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(令4条34・一部改正)

(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その団体活動に関し、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

2 地域団体は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(令4条34・一部改正)

(教育関係者等の責務)

第8条 教育関係者等は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その教育活動に関し、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

2 教育関係者等は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。(令4条34・追加)

(区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等の協働)

第9条 区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等は、協働して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(令4条34・旧第8条繰下・一部改正)

第2章 性別等に起因する差別等の禁止(令4条34・改称)

(性別等に起因する差別等の禁止)

第10条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、性別等に起因する差別的な取扱い及びその他の人権侵害をしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント若しくは婚姻、妊娠、出産、育児、介護等に起因するハラスメント(第13条第6号において「セクシュアル・ハラスメント等」という。)又はドメスティック・バイオレンスその他の暴力行為をしてはならない。

3 何人も、他人の性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

4 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。

(令4条34・旧第9条繰下・一部改正)

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

第11条 区長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者、地域団体、教育関係者等その他の個人又は団体の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、第22条に規定する墨田区男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

(令4条34・旧第10条繰下・一部改正)

(年次報告)

第12条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況について、年次報告書を作成し、区民に公表しなければならない。

(令4条34・旧第11条繰下)

(推進施策)

第13条 区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 男女共同参画社会の形成に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策

(2) 家庭、職場、学校、地域社会等において性別等による役割の固定化又は差別的な取扱いを受けることにより、社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずる施策

(3) 性別等にかかわらず、全ての人が、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策

(4) 性別等にかかわらず、全ての人が、共に協力し合うことにより、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立することができるよう必要な支援に関する施策

- (5) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場における男女共同参画社会の形成への取組に対する必要な支援に関する施策
- (6) セクシュアル・ハラスメント等及びドメスティック・バイオレンスの防止及びこれらの被害者に対する支援に関する施策
- (7) 事業者に対する雇用の分野における情報の提供その他の必要な支援に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を促進するために必要な施策
(令4条34・旧第12条繰下・一部改正)

(拠点施設)

第14条 区は、男女共同参画社会の形成に関し、区民、事業者、地域団体、教育関係者等その他の個人又は団体による活動の支援、相談、情報収集その他の男女共同参画施策の推進を積極的に行う拠点施設を設置するものとする。

(令4条34・旧第13条繰下・一部改正)

第4章 苦情調整機関

(設置)

第15条 区長は、次条第1項に掲げる事項について、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等（以下「区民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として墨田区男女共同参画苦情調整委員会（以下「苦情調整委員会」という。）を設置するものとする。

(令4条34・旧第14条繰下・一部改正)

(申出の範囲)

第16条 区民等が、区長に申し出ることができる事項の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 性別等に起因する差別等、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項又は侵害されるおそれがあると認められる事項に関する事
- (2) 区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関する事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、区民等は申出をすることができない。

- (1) 裁判において係争中の事項又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項

(令4条34・旧第15条繰下・一部改正)

(所掌事務等)

第17条 区長は、前条第1項に掲げる事項に関する区民等からの申出について、必要があると認めるときは、苦情調整委員会に、当該申出について諮問をすることができる。

2 前項の規定により区長から諮問を受けた苦情調整委員会は、申出に関する調査を行い、調査の結果に関する答申を決定し、区長に送付するものとする。この場合において、苦情調整委員会は、必要があると認めるときは答申において助言、指導、是正の要請等必要な措置を講ずるよう区長に意見を述べるることができる。

3 前項の規定による答申の決定は、苦情調整委員会の委員（以下「苦情調整委員」という。）の合議によるものとする。

4 区長は第2項に規定する答申を受けたときは、当該答申を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び講じた措置の内容（以下「調査結果等」という。）を申出人に通知しなければならない。この場合において、申出が前条第1項第2号に掲げる事項である場合には、区長は当該調査結果等を公表しなければならない。

(令4条34・全部改正)

(定数等)

第18条 苦情調整委員の定数は3人以内とし、男女共同参画社会の形成に関し優れた人格識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(令4条34・一部改正)

(兼職の禁止)

第19条 苦情調整委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員、政党その他の政治団体の役員又は苦情調整委員会の公正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると区長が認める職を兼ねることはできない。

(委員の任期)

第20条 苦情調整委員の任期は2年とする。ただし、苦情調整委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 苦情調整委員は、再任されることができる。

(令4条34・一部改正)

(守秘義務)

第21条 苦情調整委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画施策を推進するため、区長の附属機関として、墨田区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第23条 推進委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 行動計画の策定又は変更及び男女共同参画社会の形成に関する重要事項について区長の諮問に応じ、調査し、及び審議し、答申すること。

(2) 男女共同参画施策の実施状況について調査し、及び審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

第24条 推進委員会の委員（以下「推進委員」という。）は、17人以内とし、男女共同参画社会の形成について学識経験を有する者、区民、事業者（法人その他の団体にあっては、その代表者）、地域団体の代表者、教育関係者等その他の個人又は団体の代表者の中から、区長が委嘱する。

2 推進委員は、女性及び男性のいずれの性も委員の総数の4割を超えるように努めなければならない。

(令4条34・一部改正)

(委員の任期)

第25条 推進委員の任期は2年とする。ただし、推進委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員は、再任されることができる。

(関係機関等への協力要請)

第26条 推進委員会は、必要に応じて、区民等その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席、意見、説明又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会の設置)

第27条 推進委員会に部会を置くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 (令和4年9月30日条例第34号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書

令和7年10月

発行：墨田区総務部

すみだ人権同和・男女共同参画事務所男女共同参画担当

墨田区押上二丁目12番7-215号

TEL：03-5608-6512



ひと、つながる。
墨田区